

令和4年12月定例会 総務常任委員会記録

令和4年12月14日（水）

令和4年12月16日（金）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

令和4年12月14日（水）	5頁
令和4年12月16日（金）	71頁

令和4年12月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	12月14日（水）	<p>審査日程の決定</p> <p>総務部（総務課・財政課・庁舎建設課・選挙管理委員会事務局） 審査 議案乙第33号・第37号、議案甲第32号～第38号 〔説明、質疑〕</p> <p>総務部（議会事務局・監査委員事務局）審査 議案乙第33号 〔説明、質疑〕</p> <p>企画政策部審査 議案乙第33号 〔説明、質疑〕</p> <p>市民環境部（市民協働推進課・市民課・環境対策課）審査 議案乙第33号、議案甲第40号・第45号 〔説明、質疑〕</p> <p>市民環境部（国保年金課・税務課）審査 議案乙第33号・第37号、議案甲第39号 〔説明、質疑〕</p>
第2日	12月16日（金）	<p>現地視察 旧ごみ焼却施設（真木町） 次期ごみ処理施設整備事業に係る事業用地（みやき町）</p> <p>陳情 陳情第27号・第28号 〔協議〕</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査 議案乙第33号・第37号・第34号、 議案甲第32号～第40号・第45号 〔総括、採決〕</p> <p>報告（財政課） 佐賀県競馬組合の状況報告 〔報告、質疑〕</p>

12月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和4年12月14日付託]

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第6号)	[可決]
議案乙第34号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	[可決]
議案乙第37号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第7号)	[可決]
議案甲第32号鳥栖市個人情報の保護に関する法律施行条例	[可決]
議案甲第33号鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例	[可決]
議案甲第34号鳥栖市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第35号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第36号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第37号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第38号鳥栖市特別職職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第39号鳥栖市税条例等の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第40号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第45号財産(土地)の取得について	[可決]

[令和4年12月16日 委員会議決]

2 陳情

陳情第27号鳥栖市と周辺住民との公害防止協定の条例制定を求める陳情書

陳情第28号次期ごみ焼却施設への運搬ルート見直しに関する陳情書

3 報告

佐賀県競馬組合の状況報告(財政課)

令和4年12月14日（水）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

総務課防災係長 於保順一

総務課文書法制係長 小森敏幸

総務課参事兼課長補佐兼職員係長 田中秀信

総務部次長兼財政課長 姉川勝之

財政課長補佐兼財政係長 森岡敬晶

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博

議会事務局長 武富美津子

議会事務局次長兼庶務係長 西木純子

選挙管理委員会事務局次長 縄田明久

監査委員事務局長 山津和也

監査委員事務局次長 飛松研二

企画政策部長 松雪努

企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 向井道宣
総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 有馬豊和
総合政策課参事兼課長補佐兼企画推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼
環境対策課参事 田中大介
情報政策課長 山本英規
情報政策課長補佐兼情報政策係長 廣重浩三
情報政策課長補佐兼広報統計係長 徳淵英樹

市民環境部長 吉田忠典
市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄
市民協働推進課地域づくり係長 小柳桂子
市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼
消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子
市民課長 田中綾子
市民課長補佐 栗山英規
市民課整備係長 西山美沙
市民課市民係長 佐藤臣久
市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫
国保年金課健康保険係長 下村志保
国保年金課年金保険係長 徳淵文子
税務課長 佐々木利博
税務課長補佐兼管理収納係長 横尾光晴
税務課長補佐兼市民税係長 久保山智博
税務課固定資産税係長 有馬健次
環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次
環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛
環境対策課環境対策推進係長 北三希子
環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長 増田義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

審査日程の決定

総務部（総務課・財政課・庁舎建設課・選挙管理委員会事務局）審査

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案乙第37号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

議案甲第32号鳥栖市個人情報保護に関する法律施行条例

議案甲第33号鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

議案甲第34号鳥栖市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第35号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

議案甲第36号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第37号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第38号鳥栖市特別職職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

総務部（議会事務局・監査委員事務局）審査

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

企画政策部審査

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

市民環境部（市民協働推進課・市民課・環境対策課）審査

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案甲第40号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

議案甲第45号財産（土地）の取得について

〔説明、質疑〕

市民環境部（国保年金課・税務課）審査

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案乙第34号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案甲第39号鳥栖市税条例等の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

1人

7 その他

なし

午前10時50分開会

中村直人委員長

ただいまから、令和4年12月定例会の総務常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定

中村直人委員長

委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、乙議案3件、甲議案10件です。

また、陳情2件の送付を受けております。

審査日程につきましては、本日14日に総務部、企画政策部、市民環境部の順に関係議案の審査を行いたいと思います。

明日15日は休会。

16日は現地視察、陳情協議、自由討議、総括及び採決ということで、お願いしたいと思います。

また、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明をいたします。

審査日程については、以上のおり決したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおり決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして説明をお願いいたします。

牧瀬昭子副委員長

それでは、希望の場所などございましたら、本日の夕方までに、私のほうまで申出をお願いいたします。

以上です。

中村直人委員長

それでは、現地視察がありましたら、副委員長のほうに今日の夕方までをお願いしたいと思います。

現地視察については以上のおりとさせていただきます。

それでは、総務部準備のため暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午前10時52分開会

中村直人委員長

再開いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

総務部（総務課・財政課・庁舎建設課・選挙管理委員会事務局）

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案乙第37号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

中村直人委員長

これより総務部関係議案の審査を行います。

まず、総務課、財政課、庁舎建設課及び選挙管理委員会事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第33号及び議案乙第37号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）、（第7号）を一括議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信をいたします。

では、執行部の説明を求めます。

石丸健一総務部長

審査の前に一言御挨拶申し上げます。

御審議いただきます、議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）の総務部関連の主な予算につきましては、歳入が財政調整基金の減額及び事業に伴う市債。

歳出は人事院勧告、人事異動等に伴う人件費及び庁舎等の光熱水費の補正が主なものでございます。

また、議案乙第37号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）の総務部関連の予算につきましては、新庁舎整備事業において、資材価格等の高騰の影響に伴い、事業費を補正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

御審議よろしくお願ひいたします。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

おはようございます。

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）の総務課、財政課、選挙管理委員会事務局関係分を説明いたします。

説明は、お手元の総務常任委員会資料により行うことといたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、資料の2ページ目をお願ひいたします。

令和4年12月補正予算概要といたしまして、歳入について説明いたします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節1選挙費委託金につきましては、給与改定により会計年度任用職員報酬の補正を行ったことに伴います、知事選挙及び県議会議員選挙の委託金の補正を行うものでございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金のマイナス6,659万4,000円につきましては、財源調整のために減額を行ったものでございます。

次に、款23市債、項1市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することといたしておりますが、一括して御報告いたします。

参考資料は3ページ目から5ページ目と併せて御覧ください。

まず、目6教育債、節1小学校債40万円につきましては、旭小学校大規模改造事業の補正に伴うものでございます。

次に、節2中学校債3,090万円につきましては、鳥栖中学校の高圧受電設備改修事業に伴うものでございます。

続きまして、目7災害復旧債、節2農林水産施設災害復旧債270万円につきましては、本年7月及び8月豪雨により被害が生じた林道及び農地の災害復旧に伴うものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

続きまして、歳出を説明させていただきます。

3ページ目をお願ひいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬につきましては、給与改定による会計年度任用職員の報酬の補正でございます。

続きまして、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、給与改定等に伴います、職員等の人件費の補正でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、4ページ目をお願ひいたします。

目5 財政管理費49万5,000円につきましては、毎年、国に報告しております決算に係る地方財政状況調査の報告様式等に変更がございましたので、財務会計システムの改修に伴うものでございます。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

続きまして、款2 総務費、項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費、節2 給料、節3 職員手当等、節4 共済費につきましては、給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

続きまして、目4 知事選挙費、目5 県議会議員選挙費、目6 市長選挙費につきましては、給与改定による会計年度任用職員報酬の補正でございます。

続きまして、5 ページ目をお願いいたします。

款9 消防費、項1 消防費、目1 総務管理費、節2 給料、節3 職員手当等、節4 共済費につきましては、給与改定等による職員手当の人件費の補正でございます。

以上で、一般会計補正予算（第6号）の総務課、財政課、選挙管理委員会事務局の関係分の説明を終わります。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

それでは、議案乙第37号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）、総務部関係について説明をいたします。

別になっております、総務常任委員会資料をお願いいたします。

2 ページをお願いいたします。

まず、歳入について説明いたします。

款20繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金につきましては、新庁舎建設事業の資材価格等の高騰の影響による事業費の補正及び出産子育て応援交付金事業に係る財源として財政調整基金1億580万4,000円を繰り入れたものでございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料の2 ページ目にも記載しておりますが、財政調整基金の令和4年度12月追加補正後の現在高としては、約45億7,800万円となる予定でございます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

次に、款23市債、項1 市債、目1 総務債、節1 総務管理債につきましては、新庁舎整備事業として1億7,260万円補正をいたしております。

歳入については、以上でございます。

次に、歳出について申し上げます。

節14工事費につきましては、市庁舎新築工事のうち、建築工事及び機械設備工事の工事請負金額の変更に伴う補正でございます。

内訳といたしましては、建築工事が2億2,196万2,400円。

機械設備工事が7,810万5,500円、合計で3億6万7,900円でございます。

工事請負費の入札残がございますので、補正額といたしましては、2億6,396万3,000円でございます。

以上で、議案乙第37号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。

次に、その他の新庁舎に関する状況について御報告をさせていただきます。

まず、工期についてでございますが、施工者、工事監理業者とも、工程を管理しながら工事を進めておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で、工事進捗に影響が出ているとの報告もあっておりますため、施工者、工事監理業者と協議を行ったところ、現在の工期であります、令和5年3月10日では総合試運転調整の日程の確保が厳しい状況でございます。

ですので、令和5年3月24日までの工期延長願が受注者から提出されましたので、工期についても変更したいと考えております。

次に、新庁舎の食堂と売店について御報告をさせていただきます。

食堂につきましては、現在運営をされている鳥栖飯店さんが、もともと営業されていた場所を廃業されて鳥栖市役所食堂を運営されているという経緯を踏まえまして、鳥栖飯店に新しい食堂の運営の要件をお示しして、運営継続の意向を確認中でございます。

売店につきましては、現在運営されている原口商店は、障害者枠で入居された経緯がございますが、現在は要件を満たされておりませんため、新しい運営者は市内の障害者福祉団体から公募で選定することといたしておりまして、先日、12月9日に高齢障害福祉課で公募の公告を行ったところでございます。

御報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

中村直人委員長

それでは、議案乙第33号及び37号について説明がありました。

それから、工期の関係等含めて説明がありましたので、全体的な質疑を行いたいと思います。

尼寺省悟委員

2点質問します。

1つは、こういうやり方は普通なのかちゅうことで、財政調整基金ね。第6号で減額補正して、第7号のほうで増やしているわけ。

同じ12月議会でこういったことちゅうのは、やるんかね。その辺が分からんので。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

まず、議案乙第33号におきましては、財源の調整の関係の中で減額補正、繰戻しという形をしております。その後、追加で議案を提出する必要がございました。

建設事業費に伴う一般財源分及び子育て応援交付金事業につきましても、当初は国の10分

の10という想定もしておりましたが、結果としては、市の持ち出しが6分の1ということになっております。

急遽、財源の補填をする必要がございましたことから、結果として、一度は繰戻ししているものを、再度取崩しというふうな形になっておりますということは、議案の出し方上、やむを得なかったものと考えているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

今のような事情があれば、通常そういったことはあり得るということと理解していいわけですね。

もう一点、庁舎建設について、総額については今まで絶対上げないとずっと一貫して言われてこられてきて、今回は物価高騰ということで上げたわけですが、今後の問題として、物価高騰はまだ収まっていないし、今後も続いていく可能性がある。

そういったときに、また引上げという可能性とか、その辺はどうですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

今回、請負金額の変更の設計に伴いまして工事請負費が増額となりますために、全体事業費にも影響してくるというふうには考えています。

それで、また令和5年度以降も、令和5年度は解体、外構工事、それに令和6年度も外構工事で、令和6年度まで工事を行う予定でございますので、これらの工事費も同様に、物価高が影響してくるというふうには考えております。

尼寺省悟委員

だから、来年度以降についてもその可能性があるということなわけね。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

今の事業費で出しているのが、実施設計、基本設計を作成した時点での金額でございますんで、それから、新しい公共単価等に入れ替えますと金額が変わってくるというふうに思っております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

森山林委員

今の関連ですけれども、今回、工事請負費が2億6,300万円になっておりますけれども、これは本体の建築、それから、電気工事、機械設備、各々上がるとのわけでしょう。

この中に入っているわけでしょう？その明細を教えてくださいなと思って。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

今回の工事請負金額の変更につきましては、建築工事、それに機械設備工事の2工事になります。

建築設備工事につきましては、2億2,196万2,400円の増額。

機械設備工事については、7,810万5,500円の増額というように、電気設備については、今回、請負金額の変更の請求はあってございません。（「もう一回ゆっくり」と呼ぶ者あり）

建築本体工事が、建築が2億2,196万2,400円。

機械設備工事が、7,810万5,500円でございます。

以上でございます。

松隈清之委員

今回この申出がなされたのが10月でしたかね。

公共単価って、どれくらいの頻度で見直しをされているんですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

工事費の積算に使用します公共単価の標準単価、市場単価につきましては、標準単価につきましては、昨年度まで年2回に改定されておりましたけれども、今年度より、市場単価と同様に、年4回に改定されております。

労務単価につきましては、年1回の改定というふうに聞いております。

以上でございます。

松隈清之委員

物価高騰って、恐らくもっと随分前からあっていただろうなと思うんですけど、対象となるのは、申出以降の工事に関してっていうことでよかったですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

インフレスライドにつきましては、申出があった以降の残工事になります。

単品スライドにつきましては、令和4年度の申出までの特定の資材に対するスライドをやっております。

松隈清之委員

ということは、令和4年度頭からずっとそのときの金額っていうのは、その時点の単価を入れて、変更があればまた、その変更があった途中からは、その値段を入れてっていう——いわゆる材料の需要期とかって、いつ調達したかとかっていうのを全部調べて、全部照らし合わせていくってことになるんですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

今回単品スライドの対象となったのは鋼材類でございまして、基本的には鋼材類が現場に搬入された月の物価資料の単価に見直しをやっております。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにご覧いませんか。

牧瀬昭子委員

御説明の中で、工期が令和5年3月10日から令和5年3月24日ということで、14日間延びるということですが、これに関しての経費の変更とかがあっていうのはこれから考えられますか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

期間の延長願は出されておりますけれども、その中で期間延長に伴う費用については請求しないというようなことで業者のほうから申出がっております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

この工期の変更に関してですけど、どうして14日ぐらい延びるっていう、その辺の話っていうのはなかったんですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

建築工事の中で、要は作業員さんの確保であるとか、そこら辺がやはり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、全くできないわけじゃないんですけども、若干少ないとか、そういうものが重なって、総合試運転の調整期間が、2月から始める予定だったんですけども、それが若干、工事の関係で延びてしまって、その期間が14日間ぐらい遅れるというようなことを聞いております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、質疑を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

議案甲第32号鳥栖市個人情報保護に関する法律施行条例

議案甲第33号鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

議案甲第34号鳥栖市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第35号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部を改正する条例

議案甲第36号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第37号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第38号鳥栖市特別職職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第32号、33号、34号、35号、36号、37号及び第38号を一括議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、お手元の令和4年12月市議会定例会議案説明資料に沿いまして、議案の御説明をさせていただきます。

3ページ目をお願いいたします。

議案甲第32号鳥栖市個人情報の保護に関する法律施行条例についてでございます。

担当課は総務課でございます。

制定の理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定するもので、開示請求における手数料や開示決定等の期限及び期限の特例などの4項目について必要な事項について定めるものでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日といたしております。

続きまして、議案甲第33号鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例についてでございます。

担当課は総務課でございます。

制定の理由といたしましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律等の規定に基づき、任期付職員の採用及び給与の特例を定めるものでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日といたしております。

続きまして、議案甲第34号鳥栖市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

担当課は総務課でございます。

地方公務員法を一部改正する法律の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるものでございます。

改正点は大きく3つあります。

1つ目が、職員の定年年齢の引上げになります。

総務常任委員会参考資料の6ページ目をお願いいたします。

今回の改正に伴いまして、表のとおり職員の定年年齢が、令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年4月に65歳になります。

表の中に、暫再①、②等がありますけれども、この分につきましては、定年の段階的な引上げ期間中は定年退職した職員について65歳まで雇用を確保するため、暫定的に現行の再任用と同様の取扱いを行うものとなります。

今後につきましては、定年年齢の引上げに伴い、特に令和5年から令和13年度まで、2年

に1度、退職者が発生しないこともあり、将来的な年齢構成バランスのため、職員数は増えますが、前倒しの採用も含め人員体制の整備を図ってまいります。

議案説明資料の3ページ目に戻っていただきまして、2つ目が、60歳に達した管理職の職員は、管理監督職以外に後任する管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入することになります。

3つ目が、定年前、再任用短時間勤務制の導入で、60歳に達した日以降、定年前に退職した者を短時間勤務の官職に採用するものとなります。

施行日につきましては、令和5年4月1日といたしております。

続きまして、議案甲第35号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

担当課は総務課でございます。

人事院勧告等に準じ、市議会議員の期末手当を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、12月期末手当の支給月数を0.05月引き上げるもの及び令和5年度以降の期末手当の支給月数を調整するものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとし、令和4年12月1日から適用になります。

令和5年度以降の期末手当の支給月数の調整につきましては、令和5年4月1日からの施行となっております。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。

議案甲第36号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例についてでございます。

担当課は総務課でございます。

改正の理由といたしましては、人事院勧告等に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当を改正するものです。

改正の内容といたしましては、12月期末手当の支給月数を0.05月引き上げるもの及び令和5年度以降の期末手当の支給月数を調整するものでございます。

施行日につきましては、議案甲第35号と同様でございます。

続きまして、議案甲第37号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

担当課は総務課でございます。

改正の理由といたしましては、人事院勧告等に準じ、職員の給与を改正するものです。

改正の内容といたしましては、若年層の給料の給料月額の上上げ、12月勤勉手当の支給月数を0.1か月分引き上げるもの及び令和5年度以降の期末手当の支給月数を調整するものでございます。

施行日につきましては、議案甲第35号、第36号と同様でございます。

続きまして、議案甲第38号鳥栖市特別職職員の手当支給条例の一部を改正する条例につい

てでございます。

担当課は総務課でございます。

国家公務員及び地方公務員の退職手当の支給を受けることがなく、引き続いて、市長や副市長等になった場合における、退職手当の特例を明文化するものでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日といたしております。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより一括して質疑を行います。

何かありますか。

松隈清之委員

34号の定年年齢の引上げ。

結構難しいというか、特に管理監督職勤務上限年齢制っていうのが入っているんですけど、いわゆる役職定年で60歳までということですけど。

現実的に考えて、それまで役職をされていまして、その後、役職じゃなくなりました。

どんな仕事ができるんですか。逆に、どんな仕事をしてもらえますか。

条例をつくるのは簡単というか、つくりはできるんですけど、現実問題の対応として、難しくないかなっていう気はするんですよ。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

確かに難しい部分はあるんですけども、この管理監督職勤務上限年齢制度の趣旨につきましては、定年の引上げによりまして、職員の公務に従事する期間が長くなる中で、管理職に1度就いた職員が、そのまま在職し続けることになった場合、若手や中堅職員の昇級の機会が減少し、組織的に新陳代謝が阻害される部分も一面としてあります。

そのような中、公務の効率的な運営を図るために、こういう形を設けるような形になります。

以上です。

松隈清之委員

やる気をそがれるっていうか、でも定年が65歳になるんですよ。

ですから、例えば今までそれが五十幾つかでなっていたやつが、60歳に近いところであることはあるのかもしれないですけど、別に定年自体が長くなっているんで、そこまでやる気がそがれるっていうこともないと思うんですけど。

もう一個は、例えば、働き方として、自分がもうやりたくない、部長職とか。

言うたら、もう短時間とかもあるし、自分自身の働き方として、こういうのを望むとかっていうので、役職をやめられるのもいいと思うんですよ。そういう働き方を望む分に関しては。

ただ逆に、それなりに能力があって、本人もそれができるし、その意思もあるんだけど、役職定年するじゃん。その人の使い方が現実的には難しいと思うんです。

もう誰か部長とかの下につくってなると、今まで部長だった人に現実的に何かお願いせないかんわけですよ。

正直使いつらくないですか。部長は言えないかもしれんけど。

選択として自分で役職おりの選択ってあっていいと思うんだけど、もう原則となっているんで、原則じゃないこともあるのかもしれないけど、原則じゃないことすると、風当たりが強くなってきたりすると思うんですよ。

スキルがあって、能力がそれだけあるのに、役職定年で、もう逆に、新しい人を伸ばしたいから、そういう人を部長にするっていうのはあっていいと思うんだけど。

原則60歳までに決めてしまうのはどうかなっていう気は正直しています。

今回これでやってもいいと思うんですけど、現実問題やっていくってなってきたときに、結構、運用上厳しくなってくる可能性はあるかなと思うんで、ここは見直しも含めて考えておいたほうがいいかなという御意見をしておきたいと思います。

中村直人委員長

ほかにございますか。

牧瀬昭子委員

議案甲第34号の、ページでいくと2ページです。

鳥栖市職員定数条例の一部改正に関して質問ですけれども。

定年を迎えるに当たって、段階的に定年年齢が上がっていくと思うんですけど、対象となる100%の方が残るとは思えませんけれども、100%もし残るとされる時の人数っていうのはどういうふうに見込んであるのか。

石丸健一総務部長

定年延長とそれから再任用とごちゃまぜになりながら、過渡期ですっていくわけですがけれども、その中で、定数につきましては、全体で48人増を見込んでおります。

で、実際はマックスが46人になるというふうに見込んでいるんですけど、そのうち2人が、農業委員会の分がございまして、農業委員会は現在定数が8人で、そこが6人でいいという形になっていますけど、農業委員会をわざわざ定数減するということはしないので、その分の2を合わせまして48名をマックスで現在考えております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

この定数ですけど、最初の質問に戻りますが、マックスやめていかれる方が、今年は何人、来年は何人ってやめていかれるに当たって、何人増えていく予定なのか。

増えていくというか、何人対象者になっていくかということが知りたいんですけど。

それは分かりますか。退職者の人数。

石丸健一総務部長

最終的に定年延長の後、退職した際に本来は採用すべきでございますけれども、年齢構成等のバランスを図る必要がありますので、一時的に重複する、その重複するマックスのときに48人というふうに見込んでおります。（発言する者多数あり）

田中秀信総務課参事兼課長補佐兼職員係長

現時点における退職見込みの年月と人数について申し上げます。

令和4年度で5名、それから令和5年度がゼロで、令和6年度が4名、令和7年度がゼロ。

令和8年度が17名、令和9年度が0名で令和10年度が7名、令和11年度が0名、令和12年度が6名の見込み。

今の現時点で予定しているところでございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございました。

順番に、それでもまた65歳までなので、引かれていくってことですね。

だから、マックス48名の増員を見越しているということですね。

で、新しく入ってこられる方と、残られる方とのバランスですけど、その辺りはどんなふうに考えてありますか。

石丸健一総務部長

基本的に毎年、一定数の若い方を採用してまいりたいと思っております。

ただ現在は、高校生から30歳前ぐらいの方が受験できるようになっておりますので、そういう若い方を年次的に採用してまいりたいというふうに思っております。

牧瀬昭子委員

定数のところで増やされる分に関してですけどそれも、新しい方と残られる方との対比というのは何か考えてありますか。

例えば、新入職員半分、残られる方半分とか。

何対何とか、そういうことは考えてありますか。

定数の中で……（発言する者あり）例えば、懸念事項として、残られる方がたくさんおられるので、新入職員が入ってこないとかっていうことがあり得るのではないかとということです。

石丸健一総務部長

そうならないように改正をさせていただいております。

牧瀬昭子委員

もう一回数字ですけど、415人とかに増やすわけじゃないですか。

市長の分が39名、議会の分が1名、選挙が1名、監査が1名、農業委員会がゼロ、教育委

員会が5名、公営企業職員が1名ってことですよ。

これは退職者の方の枠ってことですか。

それとも、新入職員の方も入れての枠ってことですか。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

この分につきましては、あくまで定数という形になりますので、今後60歳を迎えてやめられる方ですとか、延長希望をされる方とかいらっしゃいますので、その枠の範囲の中で、バランスよく職員の採用に努める形になります。

現行のこのままでいきますと、2年に1歳定年が延びる形になりますので、単純にいうと、1年採用する年度がなくなるってなった場合に、やはり60代の方が、ずっと定数に残っていつて、若い方が全く入らないというふうになりますと、今後を考えた場合に職員のバランスが悪くなりますので、そういうことがないように定数の枠を増やしたという形でございます。

牧瀬昭子委員

分かりました。

もう一つ申し上げておきたいことは、この機会っていったらなんですけども、職員の定数が少ないということが、前回の一般質問の中でも出ていたと思うんですね。

多久市に比べると半分ぐらいの割合でしか職員さんがおられないということも成富議員の一般質問の中で出てきたと思うんですけど。

それに関し、もう少し、39人とかの増員とかっていうことで、私としては少なすぎるのではないかということで、もっと増やしていく必要があるということをご提案しておきたいと思っております。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

和田晴美委員

甲32の個人情報に関する件について、詳しい情報を2点お伺いさせていただきます。

開示決定の期間及び限定の特例、これの詳しい説明と、4番の運用状況の公表についての詳細の御説明を頂けますでしょうか。

小森敏幸総務課文書法制係長

開示決定等の期限の特例につきましては、請求される方によっては大量に公文書の請求をされる場合がございます。

そういった場合に、4条にありますように、開示請求があった日から15日以内に御返事をお返しするというのが原則にあるんですが、大量に請求された場合に、業務の都合であるとか、スケジュールの都合で対応できない場合がございます。

そういった場合に、法律の中で特例を認められております。

法律の中ではマックスで60日まで延長することが認められているんですが、本市の場合は、法律よりも短い期間、45日をめどに決定を下すような特例を設けているところがございます。

第2点目として、公表の方法につきましては、現時点で、これは法律の中で義務づけられているわけではないんですが、本市が現在行っている公表として、市報による公表、そしてホームページ上への掲載、こういった形で公表しております。

法律改正が令和5年4月1日から施行されますが、それ以降も引き続き、同じように公表を続けていきたいということで、条例の中に規定を設けさせていただいております。

以上でございます。

和田晴美委員

ありがとうございます。

再度確認ですけれども、公表のほうはそのまま同じ、条件変えずにっていうことでよろしいですか。

小森敏幸総務課文書法制係長

同じ形で公表を続けさせていただきたいと考えております。

和田晴美委員

2の延長の特例については御説明のほう把握できましたが、延長するに当たっては、延長することで御請求主の不利益などは考慮した上で、延長するのかわらないか、お伺いさせていただきます。

小森敏幸総務課文書法制係長

この特例を適用するに当たりましては、法律の中にも詳しく説明があるんですが、例えば、公文書を1万枚請求されたというような場合に、どこまで対応できるのかということで、対応できるのが200枚までしか60日の間に決定できないというような場合がございます。

そういった場合は、60日以内に200枚分については決定をしなさいと。

残りの分については、相当期間を設けて、さらに延長することができるというような規定がございますので、残りの9,800枚については、半年とか、そういった期間の特例をさらに延長させていただくような形になると思います。

以上でございます。

中村直人委員長

いいですか。

和田晴美委員

質問を改めます。

私が質問したかったのは、その数多くの中でも、御請求者が、例えば、30日までに頂かないと困る、不利益になるとか。

そういった部分はちゃんと配慮した上で、枚数限定を、例えば200枚までをその中に含めて

武富美津子議会事務局長

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）のうち、議会事務局、監査委員事務局関係について御説明申し上げます。

歳出の御説明をいたします。

委員会資料3ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、人事異動及び給与改定等に伴います議員及び職員に係る人件費の補正でございます。

山津和也監査委員事務局長

続きまして、資料の5ページをお願いいたします。

款2総務費、項6監査委員費、目1監査委員費につきましては、事務局職員3人分の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

以上で、議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）のうち、議会事務局、監査委員事務局関係分の説明を終わらせていただきます。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

次は、企画政策部関係ですので、昼食のため暫時休憩をし、13時10分から再開いたします。暫時休憩します。

午前11時45分休憩



午後1時9分開会

中村直人委員長

再開いたします。



企画政策部

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

中村直人委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

松雪努企画政策部長

こんにちは。

令和4年12月市議会定例会におけます、総務常任委員会で、企画政策部で御審議をお願いしている議案につきましては、議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）の1本でございます。

主なものといたしましては、総合政策課は歳入でございます、コロナウイルスの臨時交付金の受け、それから県の補助でございます。

国スポ・全障スポを機に看板を改修していこうというような、K I Z U K I の看板が主なものでございます。

歳出につきましては、情報政策課だけでございますけれども、主に人件費の補正になっているところでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

山本英規情報政策課長

それでは、議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）のうち、企画政策部関係について御説明いたします。

説明はタブレットに配付しております総務常任委員会資料により御説明いたします。

歳入について御説明いたします。

委員会資料2ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金につきましては、マイナンバーカードの交付事務に従事する会計年度任用職員、市民課で任用している6人分の給与改定分として、マイナンバーカード交付事務費補助金を40万8,000円補正するものでございます。

向井道宣企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の9,208万8,000円につきましては、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して事業を行うものとし

て受け入れるものでございます。

次に、款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金556万4,000円につきましては、令和6年に開催されます国スポ・全障スポに向けて、県内の老朽化した看板を改修する際に県の補助を受けるものでございまして、市が管理する看板を改修するものでございます。

なお、主要事項説明書20ページでございます。

こちらが各課で所管する看板の改修予定のものでございます。

山本英規情報政策課長

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、民間事業者に貸し付けております情報センターに係る運用経費のうち、民間事業者が負担する光熱水費を180万円補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

委員会資料3ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、人事院勧告等の実施に伴う情報政策課で任用しております会計年度任用職員1人分の給与改定により補正するものでございます。

目4情報管理費、節10需用費180万円につきましては、情報センターに係る電気料金の上昇に伴い補正するものでございます。

款2総務費、項5統計調査費、目1統計調査総務費、節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、人事院勧告等の実施に伴う担当職員2名分の給与改定などにより補正するものでございます。

委員会資料4ページをお願いいたします。

債務負担行為について御説明いたします。

新庁舎建設に伴う基幹系及び内部情報系システムのネットワーク機器の賃貸借につきまして、世界的な半導体不足の影響により、機器調達の遅れが見られることから、新庁舎供用開始前の確実な機器調達を行うため、早期の発注を行う必要がございますので、令和5年度から令和10年度までについて債務負担行為を設定しているところでございます。

以上、議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）のうち、企画政策部関係についての説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

情報センターの需用費。

水、光熱費は当然、上がっているんだろうと思いますけれども、この情報センターって真

向かいのやつですよ。

あれはいつまで運用の予定とあって、機器の更新の予定ってありますか。

今、状況的には、簡易的なクラウド状態なんですけど、場合によっては、地震とかあったときに、大体同じ場所に建っているんで、飛ぶときは一緒に飛ぶ可能性があるんですよ。機器と一緒に壊れたりとかして。

リスクヘッジの観点から、もう別の場所に、クラウドだから場所は関係ないんですけど、別の場所にサーバーを設けるみたいなやり方もあると思うんですけど。

機器更新のタイミングとか、そういうのって検討するのかなと思ったんですけど。

山本英規情報政策課長

委員御質問の具体的な実施時期につきましては、現時点で未定でございますが、現時点の考え方といたしまして、基幹系システムについては、自治体DXの中でガバメントクラウドに移行することとしております。

現在、基幹系のシステムについては、福岡市のデータセンターに一部サーバー等を置いて、クラウド運用しております。

その基幹系の部分が、ガバメントクラウド上に移行しますので、その空いたスペースについて、内部情報系、今情報センターのほうで管理しておりますサーバー系を移すのが適切ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

K I Z U K I 看板について教えてください。

秋光川ジョギングロードと田代公園の撤去が多く計上されておりますけれども、要はもう必要ないかなというふうな認識でよろしいのでしょうか。

有馬豊和総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

秋光川ジョギングロードに関しましては、既存の看板が18本ほどございました。

本数も多かったという側面があるのかなということで、一部のみを残して、一部は改修して、ほかは撤去するというふうな考え方で担当課において整理をされております。

田代公園も同様です。

伊藤克也委員

不必要だから撤去をされるというふうなことだと思うんですが、国スポの利用がメインっていうふうに思うんですけれども、要は、国スポのために他市から来られた方とかも、観光を含めて、そういったことも需要としてあるのかなと思うんですが、その辺を意識した中で、さらにやっぱり必要ないという判断でいいんですか。

向井道宣企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

我々も一緒に看板1つずつ確認をしております、同じような看板がたくさんある部分については、集約して、1か所もしくは2か所に集約しております。

確かに老朽化も激しい部分がありますので、この際、撤去したほうがいいんじゃないかという判断を我々もしています。

以上です。

伊藤克也委員

その辺の判断は致し方ないというふうに思っています。

ただ一方で、観光というふうなところも意識した中で、その辺は判断をしていただければというふうに思います。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

伊藤議員と同じくK I Z U K I・看板改修事業の金額について教えていただきたいんですが、それぞれ改修の一番上の高齢者福祉施設は改修1で4万7,000円。文化会館のほうが、改修1で23万円ということで、金額がそれぞれ違うのは、看板の大きさなのかなと思うんですが、その辺りと、あと撤去の本数に応じて、金額が高いのかなと思うんですが、それぞれの撤去の金額の費用も教えていただけますか。

有馬豊和総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

金額の違い、特に改修につきましては、看板のそもそもの大きさですとか仕様とかが異なりますので、それに伴って当然、金額も異なっております。

撤去につきましても、看板の設置されている場所ですね、山の頂上付近にあるとか、そういった場所による違いによって、もちろん看板の仕様に応じて撤去費用も異なっているというふうな状況でございます。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

和田晴美委員

新庁舎ネットワーク機器賃借料で、ちょっと分からないので教えていただきたいと思っております。

まず、入荷がしにくいということで前倒しってことですが、もう支払い発生は令和4年度から開始されるのか。

あともう一つ、今上がっています金額は、5年間分でしょうか。それとも1年間の金額か

を教えてくださいませんか。

山本英規情報政策課長

ネットワーク機器の実際の賃借料の支払いにつきましては、令和5年5月からとなります。
金額につきましては、これは5年総額で計上させていただいております。
以上でございます。

中村直人委員長

いいですか。

ほかございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

それでは、市民環境部準備のため暫時休憩いたします。

午後 1 時22分休憩



午後 1 時24分開会

中村直人委員長

再開いたします。



市民環境部（市民協働推進課・市民課・環境対策課）

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

中村直人委員長

これより、市民環境部市民協働推進課、市民課、環境対策課関係議案の審査を行います。
初めに、議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。
執行部の説明を求めます。

原祥雄市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

ただいま議題となりました、議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）のうち、市民環境部関係分について御説明いたします。

一般会計補正予算の総務常任委員会資料、補正予算説明資料の3ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費、目11まちづくり推進センター費、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、給与改定に伴い、会計年度任用職員に係る人件費を補正するものとなっております。

その次、節10需用費につきましては、まちづくり推進センターに係る光熱水費及び手指消毒用アルコール購入に係る消耗品費、そして、今年度の消防設備点検において、施設内の誘導灯の取替えや非常放送設備のバッテリーの取替えについて指摘を受けたことによりまして、修繕料が不足するため、補正するものでございます。

その次の節18負担金、補助及び交付金につきましては、自治公民館建設等補助金交付規則に基づき、今泉町が行います公民館の空調設備改修工事及び照明器具取替え工事に対しまして補助金を交付するものでございます。

田中綾子市民課長

資料の4ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の節1報酬から節4共済費までは、給与改定及び人事異動等に伴います、市民課職員人件費の増額でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、来年3月から設置いたします多機能端末機の賃貸借料でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

コンビニ等に設置されている多機能端末（マルチコピー機）と同じものを庁舎に設置し、マイナンバーカードを使って証明書などが自動交付される多機能端末機の便利さを認識してもらい、コンビニ交付サービス利用者の裾野を広げ、マイナンバーカードの普及率の向上を図ることを目的といたしております。

11月末現在、マイナンバーカードの交付率は54.6%で、半数を超える方がマイナンバーカードを持っておられる状況になっており、4万枚を超えるカードを交付しておりますが、住民票は市役所の窓口でという認識の方が多く、最寄りのコンビニでマイナンバーカードを使って住民票を取るという行動変容にはなかなか結びつかない状況が続いております。

そこで、住民票の写しなどの申請のために来庁された方に、マイナンバーカードを持参されているかをお聞きし、実際に多機能端末機から住民票の写しや印鑑登録証明書を取得するという実体験をしていただき、マイナンバーカードを使って、住民票などの証明書をコンビニで取得することが可能なことを認識していただく機会を創出するために設置するものでございます。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

委員会資料の5ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費、節12委託料、旧ごみ処理施設解体等調査検討委託料につきましては、真木町の衛生処理場敷地内にございます、旧ごみ焼却施設を解体する方法を調査・検討し、併せて解体後の跡地活用について、専門的な知見を有した業者に委託するものでございます。

委員会資料8ページをお願いいたします。

主要事項説明書でございますけれども、事業名旧ごみ焼却施設解体等調査検討事業につきましては、事業費970万円となっております。

目的といたしましては、先ほども御紹介いたしましたけれども衛生処理場、真木町の旧ごみ処理焼却施設につきましては、土壌や周辺環境への影響等を考慮した解体方法及び施設解体後の跡地利用について検討を行うものでございます。

事業内容につきましては、旧ごみ処理焼却施設の解体方法の検討、跡地活用方法の検討、旧ごみ焼却施設解体設計等仕様書の作成でございます。

右下に位置図をつけております。

太枠で囲っております、旧ごみ焼却施設と記載しておりますところが、今回の検討事業の対象箇所となっております。

続きまして、委員会資料9ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費につきましては、款4衛生費、項2環境衛生費、旧ごみ焼却施設解体等調査検討事業970万円を計上いたしております。

繰越理由につきましては、旧ごみ焼却施設解体等調査検討事業の委託業務の実施に当たりまして、業務の完了に1年程度要することから、年度内の業務完了が困難なため、委託料について予算の繰越しを行うものでございます。

続きまして、委員会資料5ページにお戻りいただきたいと思えます。

款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費、節2給料から節4共済費につきましては、人事異動、給与改定等による環境対策課の職員に關しましての人件費の補正でございます。

以上、議案乙第33号令和4年度一般会計補正予算(第6号)、市民環境部の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

尼寺省悟委員

旧ごみ焼却施設解体調査検討事業についてお尋ねしますが、この事業、本会議場でも飛松議員が2年前かな、一般質問したけれども、なかなか前向きな答弁じゃなかったというふうなことを言われよったけど。

なぜこの時期なのかちゅうことね。本当に急ぐならば、もっと前の段階で、今年度の当初予算に。それほど急がないならば、来年度の当初予算でよかったと思うんやけど、なぜ12月のこの時期にこういった事業をするのか、最初に聞きたいんですが。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

旧ごみ焼却施設の解体につきましては、本来でありますと、広域の東部組合のほうの新設の建設に伴いまして、組合事業として解体する予定でございました。

その後、建設部分が北西部に移りまして、そちらのほうで事業が進んでおりまして、現在、今川グラウンド部分等を使いまして建設事業が行われるところでございます。

それに伴いまして、それ以降の対応といたしまして、土壌等の調査にも、令和2年度、3年度かかりますので、そういった検討結果を踏まえまして、今の時期に検討を開始しようということで提案しているところでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

あんまりはつきり分からんけど、当初予算では遅いわけ？当初予算に載せるというのは。来年の3月。

だから12月に、この時期にしなきゃならん特別な事由ちゅうんか、今までずっとやってこなかったわけでしょう。さっきの話ではね。2年前に言ったけれども、全然動かんやっただと。

何でこんなに急いでいるのか、特別な事情か何かあるんかなあと思って聞いておりますけど、特にないわけ？

吉田忠典市民環境部長

解体等調査検討業務につきましては、解体自体はずっと以前からの課題であるというふう認識しておりましたけれども、例えば、土壌等の調査が終わって、県のほうからいろんな指定等を受けたのが最近になってということでございますので、それを踏まえたところで、できるだけ速やかにという考えを持っておりましたので、この時期になったということでございます。

尼寺省悟委員

こういう話も聞くんで、アサヒビールが決まったと。

その関連で、あんなところにああいったものがあるのは、うーんということで、急いだんじゃなろうかなという話も聞いたけれども。

もう一点は、目的として、跡地活用方法の検討と書いてあるね。

これを検討するといえば当然、跡地の活用について、やりたいというふうな意図があるから、こういった検討をしたいわけですよ。上がっていると思うんやけど。

実はこの跡地というのは、たしか去年の6月の全体勉強会のときに、この近辺の土壌調

査はやってみたと。そうしたら、環境基準値を超える物質が見つかったけれども、地中にあるから健康被害がないというふうなこと——この近辺であったと思うんやけれども。その辺はどうなのか。

跡地といった場合には、当然、今の状態であればいいんやけれども、中をほじくり返してどうのこうのしたら、またそういったものが出てくるというようなことなんで。

跡地について、何か考えておるわけ？ こういったふうにやっていきたいとかいうような、その辺はどうですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

既に議員も御承知のとおり、当該地におきまして、土壌対策汚染法に伴います、県のほうから形質変更時要届出区域ということで、事業をするなら、県のほうに届出を出して、ちゃんと対応しながら、事業しなさいというような土地にはなっているんですが。

今回、旧焼却施設の解体をなるべく急ぎたいというお話の中で、今後の活用の次第によっては、国のほうの循環型社会形成交付金の対象にもなってくるというようなお話もありますので、どういった事業をどこまで行えば、土壌とか、そういったところに影響を最小限に抑えながら、国の交付金対象となるような跡地の活用ができるのかなということも、検討の一つとして含んでいるところでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

具体的に跡地活用方法の検討って書いてあるけど、めどとしてどれぐらいまでに、その辺の結論っちゅうか、出したいと？

跡地活用について、その辺は考えているからしたわけでしょう。その辺はどうですか。

どの辺ぐらいまでをめどにして、跡地活用をやっていきたいというふうなところ。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

今回の委託につきましては、12月の議決をいただいたら、すぐ業者選定の手続に入りたいと思います。

で、おおむね1年間かけて、解体の仕様でありますとか、また、国のほうで交付金の手続とか、そういうのを検討しまして、だいたい1年ぐらいでめどをつけまして、また経費の部分とかそういった調整もあるかと思いますが、そのくらいのスピードでやっていきたいと考えております。

尼寺省悟委員

1年ぐらいかけて検討するけれども、そのときに、これとこれとかいうような形で、跡地についてこんなふうな形でやっていきたいという案を出させるわけ？ その辺はどう考えたらいいのか。

吉田忠典市民環境部長

今回は跡地活用を策として、具体例的などころというよりも、どういった活用方法があるかという方向性っていうか、そういうのを検討してもらおうというふうに考えております。

基本的には、ここが形質変更時要届出区域であること、そして旧ごみ処理施設であること、そして、場所的にも浸水想定とかもある地域というふうな、いろんな条件がございます。

ですので、具体的にこういう使い方をするとかいうのではなくて、方向性といいますか、そういったところでこういうところにも使えるのではないか、こういう感じでもいいのではないか、そういったところの方向性を出していただくというふうに考えております。

尼寺省悟委員

だからさっき言ったように、ここの土地は普通の土地ではないし、普通の土壌じゃないし。

そういった意味では跡地活用についてかなり制限されるわけでしょう。簡単にそこに建物を建てるというわけにもいかんやろうし。

本当にするならば、土壌を掘り返して、土壌を変更せないかんというようなところになってくるんで。

その辺については、部長が言ったように、どういうふうな跡地利用ができるかというところ。

吉田忠典市民環境部長

先ほど申し上げたとおり、具体的にこういう施設を建てるとか、そういったものではなくて、方向性というところで、実際に跡地を活用する時期っていうのは先のほうになりますので、状況も変わってくるっていうところもありますので、そういった方向性をしっかり出していきたいというふうに考えております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

同じところですけども、一般質問でもあったんだけど、北側の施設があるじゃないですか。これってどうするんですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

北側に今川グラウンドを挟みまして、し尿処理施設というのがございます。

これにつきましては、令和2年まで、し尿処理をしておりましたけれども、下水道の施設のほうに集約いたしまして、現在は稼働を停止しております。

ただ、焼却施設と違って、まだ耐用年数といいますか、施設的には堅牢な状態で残っておりますので、時期を見てということになると思いますけれども、今回については、とにかく老朽化の激しい煙突と、焼却施設のほうを優先して、先行して対応したいというふうに考えております。

松隈清之委員

そこなんです。結局、何も先のことって決まってないじゃないですか。北側に関しては、だってもう役割は終えている。

耐用年数が残るとるけん、まだ使い続けるとかっていうわけでもないわけでしょう。現実的には。

この奥のほうだけ使い方を考えようとかって言うけれども、今川グラウンドを含めて、北の部分のこととか全く無視してここだけ考えるっていうのは、活用の仕方に物すごく限定的かつ制限がかかるような活用とかしかできないですよ。

だから、何でわざわざこのタイミングでやるのかっていうところも若干疑問あるんだけど。

確かに早く崩すにこしたことはないですよ。ないけれども、跡地利用まで含めて考えるんだったら、がばっとこの衛生処理場の北側のところも全部含めて今後どうするかっていう議論をすべきなんじゃないかな。

何でここだけばたばたと壊して、ばたばたと。それも今川グラウンドは入らないじゃないですか。どうするかも決めてないでしょう？こんな奥の、どん突きのところの跡地だけを考えようっていうのが、ちょっとあんまり理解できないんだよね。

だから、タイミングも急に出てきたように見えるっていうのも、余計にそう思わせるのかもしれないんだけど。

本当に後のことを考えるのであれば、もうちょっと広い敷地の中で、在り方とか活用の仕方考えたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

旧焼却につきましては、平成17年に稼働が停止しておりまして、それからしばらくずっとほったらかしにあったというところで、担当課としましては、いち早くこの部分については、何とか早いうちに解体をしたいと考えております。

今川グラウンドから上につきましては、グラウンドの使用等々のこともありますので、今度、全庁的な議論とかしながら、また調整をしなくちゃいけないなと考えておるところでございますけれども。

今回につきましては、旧焼却施設のほうを優先して対応したいと考えております。

松隈清之委員

全く合理性がないんですよ。

言われたように、平成17年からですよ。少なくともここにごみ処理場を持ってこようかどうかという議論していたのが、平成24年、25年ぐらいですかね。

それまで全く放置じゃないですか。今でも放置しているんですよ。

もう平成30年に外れていますよね、あそこはもう広域でやる部分からは。平成30年かな、外れたのは。(発言する者あり)

平成31年4月。それでも平成31年ですよ。

で、もう外れているんだから、なおかつこれが何かのリスクになっているとかいうのであれば、急がないかんじゃないですか。

現時点でもう既に、ここからダイオキシンがばら撒かれるとかってなっているんだったら、もう速やかにやらないかんとですよ。

でも、そんな状況じゃないわけじゃないですか。

これが例えば、1年、2年延びたからって、ことさら周辺に悪影響を及ぼすわけでもないわけですよ。と僕は思っているんだけど、違うんだったら答えてね。

ということは、ここだけ今すぐしなきゃいけないっていうところの合理性はないんだよね。

むしろ、全体的に跡地利用を考えるのであれば、もっと広域的に議論しないと、新しい施設できるんですけど、放っておいて、奥のところだけ何か考えようって、こんな奥まったところで何するんだらうみたいな話ですよ。

で、後からこっちを崩さないかんって、また5年後とか10年後とかなったときにまた考えるんですよ。

で、そのときは、もう先の使い道とか、今川グラウンドをどうするかとを後から考えるって、合理性がないんだよね。

だったら時間をかけてでも、このエリア全体の、解体スケジュールも含めてでいいんだけど、衛生処理場のがばった敷地全体で考えるべきなんじゃないのかなあと思う。

今の説明では、これだけを急ぐ理由——そんなにリスクまき散らしているんですか、今でも。ないんでしょう？ だったら何でここだけ急ぐのか、あんまり理解できない。

吉田忠典市民環境部長

旧ごみ焼却施設につきましては、現在、使われなくなって十数年たっておりますけれども、その間に、やはり朽ちていくというところもございまして、特に昔の基準で建てられた施設でございまして、例えば、倒壊ですね、煙突とか、倒壊の恐れも出てきているというところもございまして、まずは倒壊になる前に、急いで解体しないといけないというところもございまして。

今川グラウンドにつきましては、地中に埋設物等もございまして、相当量がございまして、その扱いについても十分協議をしなくちゃならないと考えております。

一番北側にあります、旧し尿処理場につきましては、最近稼働を停止したというところもございまして。一番南の旧ごみ処理施設に比べますと、例えば煙突とかもございませぬし、倒壊の恐れというのも、差し迫った状況ではないというところもございまして、まずは一番、安全といいますか、危険なものを除去するという観点から、旧ごみ焼却施設についてを早急に解体をしていきたいというふうに考えているところもございまして。

松隈清之委員

倒壊の危険があるってことですか。倒壊の危険があるからやりたいと。倒壊ということでは

すね、今の答弁は。

そういうふうに理解していいですか？この古い焼却施設は、倒壊の危険があるっていう認識だというふうに理解していいですか。

吉田忠典市民環境部長

煙突が建っておりますので、煙突も数十メートルの高さございますので、それがいつ倒れるかとか、そういう耐震性とかそういうところまで調査しておりませんが、やはり必ず老朽化していきますので、近い将来に倒壊する恐れがあるというふうには考えております。

松隈清之委員

その認識はいつ持たれたんですか。何を根拠にそういう認識を持たれたんですか。

吉田忠典市民環境部長

基本のごみ焼却施設につきましては、例えば今の鳥栖・三養基西部につきましては、当時20年というふうにも言われております。

今回造る施設については30年っていうふうな耐用年数というふうな形でやっておりますので、施設につきましては、昭和51年だったと思いますけれども、もう既に40年ですので、そういう現在の施設の状況から考えましても、そういうふうな危険性はあるというふうには考えております。

松隈清之委員

だから、いつ倒壊の危険性があるという認識を持たれたんですかってことなんですよ。

時間がたっているのは分かっているよ。

危ないから、調査してみたら、これはもう長くもたんとか、調査をした結果、そういう認識に至ったってことならそういうふうに言ってもらえばいいし。

いつ危険だという認識を執行部が、いつから持っているかなんですよ。その根拠は何なのかってこと。漠然と危ないんじゃないかっていうふうに言っているってこと？

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

環境対策課のほうで詳細に建物調査したわけではございませんけれども、一部本体部分で、壁の崩落等々も見受けられますし、煙突につきましても直ちに倒壊といういうこともあり得ない話じゃないということで認識はしております。

これにつきましては、いつからというよりも施設が相当年数たっているところでございますので、一般的に考えまして、老朽化が進んでるということで判断しているところでございます。

以上です。

松隈清之委員

その年数とかから考えると、一般質問で2年前とかに言われた時点で、それをすべきでしょう、そうなる。この2年で急激に変わるわけないんだから。ということですよ。

あその危険性が分かっているから速やかに解体の準備に入りますって、その時言えばいい話じゃないですか。

急に変わるんですか。12月に上げないかんほど急に何か——だから要は、このタイミングでこの予算を上げて、なおかつ本当にリスクがあると思うんだったら、後のことを考えずに、もう解体設計に出しゃいいじゃないですか。本当に先に解体せないかんと思ったら。

これまだ、解体の設計に出すわけじゃないんでしょう？今から、じゃあ、どういうやり方がありますかみたいな、そんなにのんびりしていいですか、逆にそんなリスクがあると思っ
ているんだったら。

吉田忠典市民環境部長

この旧衛生処理場敷地につきましては、東部組合の建設工事が令和3年から始まっており
ますし、令和2年度、3年度で土壌調査等も実施しております。

そういった関係で、実際に解体するに当たっても、土壌汚染との関係等も勘案しながら、
していかなければならないということもありますので、そういった意味で県の届出区域とい
う指定ができた後に検討いたしまして、今回の提案ということになっているところでござい
ます。

松隈清之委員

本当ですか、それ。今、言ったやつの理由とか、流れって本当ですか。

後からやっぱり違いましたって言わない自信ありますか？後づけで言っていないですか。

吉田忠典市民環境部長

解体につきましては、操業を停止した以降、解体するっていうふうなところはあったん
ですが、なかなか解体をしたいという思いは、担当課としてはあると思うんですけれど、そ
の点がこれまでその機会がなかったので、時期を伺っていたというところもございまして、
現時点になったというところもございまして。

そして解体っていうのも、今回ごみ焼却施設というのは非常に特殊な施設でございますの
で、例えば、アスベストもそうですし、ダイオキシンもそうですし、そういったのも含めた
ところで、慎重な解体工事をしなくちゃいけない。

そして、土壌汚染もあるので、土壌汚染についても、慎重に対応していかなきゃならな
い。

そういったこともあって、検討する条件が出そろった今になって、やっと条件がそろった
というところで、御提案を差し上げているというところもございまして。

松隈清之委員

基本的に壊すの反対とか、跡地利用を考えるの反対とかって言うつもりは全くないん
ですよ。別にこの予算はこの予算でいいんだけど。

本来は、跡地利用とかを考えるのであれば、敷地の立地状況から考えて、もっと広範囲に、

全体的に、新しいごみ焼却施設の建つ横とか奥だから、もっと広範囲に考えたほうがいいんじゃないかと思って言っているんだけど、その中で、このタイミングで出てきた理由というのが正直あんまり解せないんですよ。

解体に行く予算のことだから反対するつもりはないんだけど、今言われた説明とか、今ようやく準備が整ったっていうことになると、予算は予算として僕は認めるつもりなんだけど、このタイミングで整うために、じゃあ今まで何やってきたかってちゃんと——で、ようやくこのタイミングで予算出せるようになりましたっていう、解体までに今まで担当課で何やってきたかって時系列的にちゃんと説明できますか？できるんだったらいいよ。

なるほど、この手続ずっとしてきて、だからこのタイミングにしか出せなかったんだって、本当に少なくとも僕が納得できるだけの、やってきたことって説明ってできますか。

今、出さなくていいんだけど、説明できますかっていうこと。

今、出さなくていいけど説明できるって言うんだったら、それでいいですよ。

繰り返すんだけど、やらなきゃいけないことは分かっているんだから、別に否定はしないですよ、予算自体を。

ただ、もっと跡地利用とかを考えるのであれば、もっと広域的に周辺のことも考えてやったほうがいいんじゃないかと思っているだけなんだけど、後づけのように聞こえたりとか、無理くり理由をつけようとしたりしていると、いや、それはちょっと違うだろうという気がするわけよ。

例えば、いや、今やると、あるいは跡地利用とかも含めてやったほうが、交付金がつくとか、だったらそう言えばいいと思うんですよ。

なるだけ交付金もらえるようなやり方でやりたいんで、やりますって思っているんだったらそう言えばいいですよ。

さも、いつかやらなきゃいけないのをずっと今まで準備してきて、ようやくこのタイミングでできるようになりましたっていうのが、仮にうそだったら、うそついたことになるからね。

なるだけ交付金等を活用しながらやるっていうのは執行部の姿勢としては正しいんだから。

もしそうだったら、そう説明するべきだし、さも今までずっとこのために努力してきて、そもそも本当にリスクをいつ認識したかにもよるんだけど、本当にそういうリスクがあると思うんだったら、別に土壌調査するときだろうと何だろうと、その時からやるべきなんですよ。外れた瞬間から、組合の事業から。

ちゃんと説明しないと、繕った説明すると、後でうそになっちゃうからね、それ。

だから、ちゃんと説明できますか、今、資料出さなくていいんだけど、説明できますかって聞いている。(発言する者なし)

中村直人委員長

答弁が残りますが、暫時休憩します。

午後 2 時 1 分休憩



午後 2 時 9 分開会

中村直人委員長

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行します。

答弁を求めます。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

それでは、もう一回整理をする意味で、時系列で御説明させていただきます。

平成31年の4月、このときに組合事業から当該地については事業用地から外れております。

これによりまして、解体については、鳥栖市の責任で旧ごみ焼却施設ですけれども、の部分については鳥栖市で対応するというようなことになって組合事業から外れております。

それから、当該地を含めたところで土壌調査が2か年かけましてありまして、令和3年度におきましては県のほうから区域指定をされております。

その間、東部組合のほうで北西部のほうに焼却施設を建てるというような方針になっておりますので、優先してこちらの工事を進めているところでございます。

それが令和5年度末に完了ということになっておりますので、それまでについては、東部が優先したような形で、工事について、グラウンド付近を含めたところで、造っているところでございます。

それに並行しまして、令和3年度の区域指定を受けた後に、そういった土地であるというように確定いたしまして、旧ごみ焼却については、本市において対応すべき必要があるということですのでずっと認識をしておりました。

ただ、組合の次期ごみ処理施設の事業用地から外れていることから、国の交付金等々が、見込める状態ではありませんので、一般財源で全部やるのかということ、いろいろ検討しておりましたけれども、鳥栖市単独での循環型の何かしらの整備をするのであれば、旧施設の解体も、整備に伴って交付金の対象になるというような道が見えてきましたので、この時期に検討して、早めに対応したいというふうに考えるところでございます。

国の予算等々も有効に活用しながら進めたいと考えておりますので、そういった国の交付金があるうちに進めたいと考えておるところでございます。

以上です。

松隈清之委員

循環型交付金？できたのって何年でしたっけ。

吉田忠典市民環境部長

申し訳ございません。いつからあったのかっていうのが、今手元の資料で持っておりません。

松隈清之委員

鳥栖市に返ってくるのが、平成31年4月だよね。平成31年4月の時点で、組合の事業から外れますよね、この地域がね。

そうなると交付金、もともとは組合の循環型のやつでやろうとしてたんで、外れたからできないという認識でした。

最近なのかもしれんけど、後々、いや、使えるかもしれないって。これ多分、制度的にはその時点であるわけじゃないですか、循環型の制度って。

外れたから使えなくなるっていう判断とか検証って、その時点で誰がしているんですか。

要は、今やり方次第によっては使えるかもねって判断になったからこういうことやっているわけでしょう。

そのときですら、じゃあできたかもしれないってことですか、それ。

組合から外れる、鳥栖市単独になる。単独であってもやり方によっては交付金が見えるかもしれないっていうのは、その時ですらあったってことじゃないですか。補助事業自体はあるわけだから。

吉田忠典市民環境部長

循環型社会形成推進交付金につきましては、幾つかの制度の変更がっております。

平成30年当時の東部組合の事業から外れたと、解体工事がですね。

その後について、解体工事は旧ごみ焼却施設については鳥栖市のほうで責任といいますか、鳥栖市のほうの事業が変わるところでございますけれども、当時について、東部の循環型社会形成推進交付金っていうもののメニューの中から解体工事は外れたんですけども、当時、鳥栖市のほうが旧ごみ焼却施設の除却ですね。

要は、解体して、その上にまた別の何か、ごみ処理施設関係の何かを造るということであれば、交付金は、当時の制度は分かりませんが、出たのかとは思っております。何か造ればですね。

ただ、解体だけでは当時は出なかったというところがございます。

松隈清之委員

それは今も変わらないんでしょう？今やろうとしているのも変わらず、要は状況が変わったからやっていることなのかってことなんですよ。

組合事業から外れたので、当てにしていたスキームでの解体はできなくなりましたと。

これは理解できますよね。

鳥栖市単独で、何らか解体だけなのか、その後の活用なのかも含めて、そのときですら、こうすれば使えるよね、今やろうとしているってことですよ、今回今やろうとしていることを、そのときだってできたってことじゃないですか。

何を言いたいかって、先ほどから、いや壊す意思はあった。実際、壊して建てるつもりにしたんだから。壊す意思はあって、平成31年4月に組合事業から外れて、それでも壊す意思があったんだったら、その時ですらこの予算を上げればよかったんじゃないですか。

吉田忠典市民環境部長

平成31年に組合事業から外れたということになりました。

外れた理由っていうのが、ごみ処理施設周辺に、埋設物とか、環境基準を超える物質があったと、そういう理由でございました。

当然、埋設物とか環境基準を超えるものがありましたので、例えば、その跡地に建物を壊して何か造るとしても、あそこにとどまっている有害物質とかをどうするのか。そういったところをまず検討しなくちゃならないということがございます。

したがって、鳥栖市のほうが令和2年と令和3年で土壌調査を行って、土壌汚染の状況を把握した上で、そこで初めて、県のほうから、要届出区域というような指定を受けたものですから、今回検討が可能になったというところでございます。

松隈清之委員

だから、そうなったときに、さっき言った、北側の旧し尿処理施設になるのかな、跡地利用も考えていただたら、この辺りをどう使おうかっていう——やっとなされるってなってきたときには、順番は、実際解体するタイミングとかっていうのは、まだその先になるかもしれないけれども、活用の仕方ですよ。

ビジョンとか考えていくときには、当然そこまで含めたほうがよくないですか。何に使えるか分かんないですよ。

今の段階では何も持っていないのかもしれませんが、ただ、この位置的に一番奥のところだけのことを考えるよりも、手前も含めた跡地利用を考えていったほうが、いろんな可能性が出てくるんじゃないですか。

吉田忠典市民環境部長

今川グラウンドとか、例えば、し尿処理施設とか、こういった施設の跡地等を一体的に検討するという御提案でございますけれども、一番北側にある旧し尿処理施設ですが、ここの敷地の土壌調査を今後実施するというふうな必要がございます。

その結果を踏まえないと、解体及び検討かつ跡地の活用というのが、なかなか取り組めないというふうにご検討しております。

その一方で、旧ごみ焼却施設というのは、もう本当に解体っていうのは喫緊の課題というふうに考えておりますので、一体的な検討ということにつきましては、旧ごみ焼却施設の速やかな解体着手というのが遅れてしまうというふうに考えております。

以上です。

松隈清之委員

分かりました。それほどまでに危険な建物だということですよ。

要は、今川グラウンドのほうはもう調査しましたよね。その北側の部分の調査も——いずれしなきゃいけないんですよ、逆に今しない理由もよく分かんないんですよ。すればいいじゃないかと思うんです。

もちろんお金もかかりますよ。かかるけれども、将来的に——平成17年に役割を終えたこのごみ焼却場もそうですけど、放置してたわけですよ、正直言って。みやき町とか壊していますよ、旧ごみ処理施設なんか。うちが何もせずに放置していたんですよ。鳥栖市が、この焼却施設は。また同じことを繰り返すのかなと思って。

取りあえず今はやらなくていいから、やらんでおこうみたいな。

で、跡地をどう想定されているか分かんないですよ。どうイメージされているか分かんないですよけれども、考えるのであれば、この細長いところ全体で考えたほうが、いろんな絵も描けるし、使い方の発展性もあると思うから、そうすべきなんじゃないかなと思うけど。

いや、取りあえず早くこれに着手して、壊さなければ危ないんですっていうことであれば、もうその説明で、それが正しいということであればもちろん理解しますけどね。

ということでもいいんですね？もうそれほどまでに、もう待ってられないほどに、危険な建物だという認識を持っているということでもよろしいですか。

吉田忠典市民環境部長

基本的にもう老朽化しているというところで、私たちとしては速やかに解体をすべきものというふうに考えております。

松隈清之委員

分かりました。そういうことならば。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

活用方法については、今、部長から説明があったんですけども、基本的にどういった用途に利用できるかということについて今回調査されているんだろうなというふうに思うんですね。

ただ一方では、やはり松隈議員が言うように、何も今すぐ答えを出さずとも、活用方法については、もっと広範囲に活用しても私もいいのではないかなというふうに思っておりますので、その辺はまた検討することも必要ではないかなというふうに思っていますが、その

辺はもうできないっていう判断になりますか。

吉田忠典市民環境部長

活用方法につきましては、基本的に私たちのほうといたしましては、解体に、国の補助金とか交付金とかが使えるようなもので解体をしたいというふうに考えております。

したがって、国の交付金が取れるものというふうになると、限られてくるのかなと思いますので、そういったところで、まずは解体に係る費用をできるだけ少なくしたいというふうなところで取り組んでまいりたいと思っております。

伊藤克也委員

そこはよく理解をしました。

活用方法まできちっと検討をしておかないと、国の補助金もやっぱり頂けないというふうな認識でよろしいわけですね。

吉田忠典市民環境部長

具体的にいうと、新しい施設を造ると、古い施設が邪魔なので解体するということで交付金が頂けるというふうな感じになっておりますので、具体的な活用方法というのは必要だというふうに考えております。

伊藤克也委員

分かりました。ありがとうございます。

それと、今回解体費用を970万円取られているんですけども、まだ、東部が、ここを検討しているときに、同様の調査を東部のほうでされていると思うんですね。

その調査については、例えば、今回の調査に対して生かせるようなこととかがあってというのは、全くないんですか。

もちろん今回、これは鳥栖が単独で事業をするわけですから、こういった調査は必要なんだろうなというふうに思うんですが。

以前、同様の調査を東部でやられておりますので、その辺、利用できるとか、活用できるとかはしないんですか。

吉田忠典市民環境部長

今回の業務内容といたしましては、旧ごみ焼却施設の解体方法の調査、検討及び跡地活用についての検討が主なものでございます。

その中で、解体設計の発注仕様書の作成も行う予定でございますけれども、業務を進めるに当たりましては、東部組合が持っている成果品も確認しながら、利用できるのであれば利用して、適切に進めてまいりたいと考えております。

伊藤克也委員

私もその辺がどう違ってくるのかなというのがよく分からないんですが、国の補助金をもらうには、また今回、市として単独でこういう調査を出さないかんというのはもちろん分か

るんですけれども、内容的に何か違いがあればその辺だけでも教えていただければと思います。

吉田忠典市民環境部長

東部組合のほうで業務委託を出しております解体につきましては、解体発注仕様書の作成というものでございました。

今回の私どもの考え方と同じようなものでございますけれども、当時、組合が発注した段階では、ごみといたしますか、埋設物とか、地下にある環境基準値を超える物質とか、そういったものが勘案されない――表といたしますか、具体的なところで現れていない段階で発注をされております。

したがって、埋設物とか、環境基準を超える物質とか、そういったところの対策がないようなところで成果品が出ているというふうに思いますので、そういうところが若干違いがあります。

私たちのほうとしては別の発注と、そして、もし利用できる場所があれば利用していきたいというふうに考えております。

伊藤克也委員

汚染物質を含めてよりきめ細かいっていうか、より深掘りした調査ができるのではないかというふうなところでの認識でよろしいですかね。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

同じ場所です。

最初に、先ほどから交付金の話が出ていたと思うんですけれども、この交付金に対しての現在の想定、見込みですけど、循環型社会形成推進交付金制度でよろしかったですか。

それを利用するということでもよろしかったでしょうか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

環境対策課の案としては、そういった交付金が使えろと考えております。

牧瀬昭子委員

その交付率についてはどのぐらいのものが見込めますか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

交付対象の部分は様々ありますけれども、対象になる分は3分の1程度が交付金として頂けるというふうに認識しております。

牧瀬昭子委員

3分の1ということで、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については、2分の1ということで、交付の対象の施設に関してですけれども、一般質問の中でストックヤード

などということで、藤田議員の一般質問の回答には上がっていたと思いますが、その中身について、今までちょっといろいろとやり取りがあったと思います。

施設が決まらないと、この交付金がもらえないってことだと思うんですけど。

いろいろな事情があって、何か新しいものが建てられないってなったときに、今回また壊さないとかっていう流れになるのではないかという危険性をちょっと感じたんですけども。その点についてはどのようにお考えですか。

交付金が取れないってということがもし事態として上がったときに、解体はもうできませんって、また元に戻ってしまうのではないかという懸念はないですか。

交付金が出るから解体するのか、交付金が出なくても、この時期はもう解体しますっていうことなのか。

吉田忠典市民環境部長

基本的に今の私たちの考えでは、交付金を用いて解体をしたいというふうを考えております。

ただ、先ほど来、言っておりますように万が一交付金が充当できないような事態になったとしても、やはり解体のほうは何とかしていかないと、危険っていうようなところもございます。

そういうふうにならないように、できるだけいろんな情報とかを取り入れながら、費用が少なくなるような方法を探っていきたいというふう考えております。

牧瀬昭子委員

今回の答弁の中で危険性とか倒壊の恐れとかって言葉が頻繁に出てきたかと思えます。

周りに住んでる方々、市民の皆さん方にとっても、そこはもうずっと言ってこられたことなので、正直、ようやくそこを言っていただいたなという、もっと早く言って欲しかったなという気持ちをちょっとお伝えしておきたいと思えます。

併せて、今までの話の中でし尿処理施設に関してもお話が出たと思いますが、このあたりの補助メニューに関しては何か情報などは、今の収集状況としてはいかがですか。

特に今のところ補助メニューはないですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

特に今のところはまだ当たり切れていないんですが、ただ国としては、何か新しいものを建てる場合に、除去するものについては対象になるのかなという基本的な考え方はあるようですので、それ単体での解体での補助はないのかなというふうに認識しております。

牧瀬昭子委員

タイミングとかってということで、ずれずれに、先ほど施設の面積の問題もあったと思うんですけど、最初に奥のほうから順番にやっていくという、奥側の優先順位が高いからということで順番にされていくのかというような答弁だったと思いますけど。

できれば広く大きく取ったほうがいいと思うので、準備段階として、調査とかが必要になるのも結構時間かかりますので、合わせて、北側のそういう調査が必要ということですが、そういうのを急いでやるっていうことは考えられないですか。

もう次の当初とかに持ってくるのかというのは難しいですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

今のところそういった計画はございません。

牧瀬昭子委員

では要望として申し上げておきたいと思います。

やはり広い施設を造られる可能性とか、一番奥だけをやるということは、可能性も狭くなりますし、その辺りを順番にではなくて、広い敷地を取るためにも、交付金のメニューとかかっていうのも、今の段階ですぐ調べていただきたいと思いますので、要望とさせていただきます。

続きまして、その件に関しまして跡地利用ということで、今から調査が始まると思うんですけども、次に何をやるかっていうことに関しての決定までの間に市民の方々の意見聴取、市民の方々との話す場とかかっていうのは、スケジュールの中に何か考えてありますか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

基本的に施設の解体に関わることで、特にそういった計画は思っておりません。

牧瀬昭子委員

解体だけではなくて、跡地利用のことも今回その内容に含まれていると思うんですけど。

ここでようやく、跡地利用としてこういうことが可能性として出てきますよっていうのが表に出されると思うんですね。

そのときに、もうこう決めましたっていう前に、やはり市民の方々の声をまず聞くっていう姿勢というのが必要だと思いますけど、いかがお考えでしょうか。

必要性がないなら必要性がないということで。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

計画の進捗に応じて、情報提供等を行っていきたいと考えております。

牧瀬昭子委員

では要望として、申し上げておきたいと思います。

先ほどお話を言っていましたけど、情報提供とともに、市民の皆さんに、この跡地利用を通して、どういうことをやっていくかというのも含めて、市民活動が広がる一歩になると思いますし、ぜひその辺りも含めて市民の方々と一緒に考える機会を設けていただきたいと思います。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございますか。

和田晴美委員

課題のほうを変えさせていただきまして、マイナンバー関係で、計画を立てておられる多機能端末機について御質問させていただきたいと思います。

御報告では、恐らく新庁舎に設営ということですよ。

それを前提に、時間帯は通常の窓口と同じなのか、そして期間はある一定を定めて——目的が、マイナンバーの普及促進とありますので、ある程度それを見込んだら、もうこの多機能端末機の使用をやめるのか、ちょっと長期的な計画について、お答えいただければと思います。

田中綾子市民課長

多機能端末機の設置につきましては、来年の3月からを予定しております。

多機能端末機を置く目的といたしましては、証明書は市役所の窓口でというお考えから、最寄りのコンビニで取れるんだっていうことを、多機能端末機を実際に使って、証明書を発行するという実体験をしていただくことによって、そちらのほうに促していきたいということが目的でございます。

ですので、マイナンバーカードの普及促進または利活用という意味で、自治体DXの期間でございます、令和8年3月末までを今のところ予定しております。

3月からですので、旧庁舎のときから置くように考えております。

利用時間につきましては、開庁時間を予定しております。

和田晴美委員

ありがとうございます。

それでは、引き続きこの件でお尋ねですけれども、開庁時間だけということなので、人でアシストしながら覚えていただくということで、期間のほうは令和8年3月末までという期間で持っていますが、例えば今、窓口でしている件数と、コンビニなどの多機能端末機での使用数とか、要は割合的に、例えばこの令和8年——何でこんな質問をしているかといいますと、皆さんの御協力により、マイナンバーの普及率が54.6%っていうことですが、ここからがまた、数字を伸ばすのに難しいと個人的に思っております。

令和8年の3月までというのが、割合的に窓口と多機能端末機との比率が反転できるのか、ちょっと心配なところがありまして、私としては、期間も大事ですけど、併せて、そういう多機能端末機の数、窓口の数を追い越すような時期も見込んでほしいなという思いもあります。

また、令和8年3月末と限らず、本市の考えとしてまだ必要だということであれば、期間を延長するという、大分先の話ですけれども、視野的にあるのかお聞かせいただきたいと思います。

田中綾子市民課長

現在の証明書の発行件数で申し上げますと、令和3年度の証明書発行件数で申し上げますと、住民票を年間3万7,000通弱出しております。

そのうち、コンビニで住民票を取得しておられる方は1割程度となっております。

また現在、4万枚を越すマイナンバーカードを交付しておりますけれども、4月から11月までにコンビニで住民票を取られた方は4,000人強となっております、こちらもマイナンバーカードを持っておられる方の1割程度にとどまっております。

この1割という数字をできるだけ伸ばしていきたいということで、3月は大体、年間3万6,000通強の住民票を出しておりますので、月平均3,000通程度の住民票の発行ですけれども、3月はその約1.5倍の件数を出しております。

住民票の発行が多い3月から置くことによって、マイナンバーカードを持っておられる方が半数を超しましたので、窓口に来庁された際に、マイナンバーカードをお持ちであれば、こちらの端末機から出せますっていうことで御案内して、そちらに誘導していきたい。

そういうことによって、マイナンバーカードを使ってコンビニで出せるんだっていうことを認識する方を増やしていきたい、裾野を広げていきたいと思っております。

ですので、現時点では半数以上の方がマイナンバーカードをお持ちですが、自治体DX期間中にどれぐらいの方がマイナンバーカードを持つようになるかなどの普及率を見ながら、国の動向も見ながら、再度検討していきたいというふうに考えております。

和田晴美委員

つまり、国のほうでは、令和8年3月末と定めがあるけれども、本市のほうで利用推移を見ながら、これに限ったことではないということで、考え的には合っていますでしょうか。

田中綾子市民課長

現時点では、めどとして、令和8年の3月までという考えを持っております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案甲第40号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第40号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

資料は書記よりタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

田中綾子市民課長

甲議案の資料7ページをお願いいたします。

議案甲第40号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

改正内容といたしましては、コンビニなどに設置してある多機能端末機による証明書などの発行手数料を100円減額し、マイナンバーカードを使って、コンビニなどで証明書を取得する方の裾野を広げることにより、住民の利便性の向上を図るもので、減額期間は来年3月から令和8年3月末までとするものでございます。

本市は、平成29年2月から、証明書のコンビニ交付サービスを導入しておりますが、市民の半数の方がマイナンバーカードを持っているという状況になった今もコンビニ交付サービスの利用者は1割程度の状況が続いております。

マイナンバーカードを使って、多機能端末機から証明書が発行される手数料を100円減額することで、早朝や休日に、また、最寄りのコンビニなどで住民票などの証明書を取得するコンビニ交付サービスの利用者の裾野が広がれば、さらなるマイナンバーカードの普及率向上につながるのではないかと考えております。

以上です。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

期間限定ですけど、これはこれで将来的にはどうなるか分からないんで、またそのときに聞きますけど。

この条例を改正したとして、これは条例案ですけど、予算とかで、証明書の交付はコンビニがお得みたいなポスターをコンビニとかに貼られていたりするんですか。

言うたら、知らないから来ている人がいるから、庁舎にもマルチコピー機を置くとか言っているわけじゃないですか。

使い方が分からない人は、そこで1回やれば、コンビニでも使えるようになると思うんですけど。

率でいえば、知っていても、コンビニ使っていない人がいるんじゃないかなと思うんですよ。

先行して取っている人って、年寄りよりも、まだ四、五十代までぐらいの人が多はずなんですよ。コンビニで取れるの知っているはずなんだけど、取る必要がないのか分かんないんですけど。

だから、コンビニで取れます、あるいは、コンビニでやったほうがお得ですみたいな告知

をしないと、やっぱりインパクト弱いと思うんだけど、それって考えてあるんですか。

田中綾子市民課長

周知期間は必要だというふうな認識でおります。

今議会で議決いただきましたならば、金額の調整などもございますので、運用試験の期間ですとか、また、周知期間の確保として今12月議会に提案させていただきますと、3月からお安くなりますという告知をいろんな形で広報していきたいと考えております。

松隈清之委員

期間長いんで、事前告知をあんまりし過ぎると、早まってじゃないですけど、もう安くなっていると思って行ったら、安くないじゃないかってことになるんで。

別に事前告知に力を入れなくてもいいかもしれないですけど、少なくとも3月1日以降、期間長いんで、予算が取れなければ後でもいいかもしれないけれども、多分これのために各コンビニにポスター貼ろうと思ったら、結構な数になると思うんですよ。

あるいは、庁舎にも貼っていいと思うんですけど。

だから、その予算って多分今ないじゃないですか。上がってないじゃないですか。現時点でね。

だから、3月補正なのか当初なのか分かんないんですけど。

いずれにしたって、そういう広報もセットでやっていかないといけないと思うんで、今の段階で、これ多分事前には間に合わない、1日には間に合わないかもしれないんですけど。

間に合わないかもしれないんだけど、やっぱりコンビニとかは、特にコンビニがお得とかって貼ったほうがいいと思いますんで、ちょっと検討してください。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

尼寺省悟委員

今の件ですね。結局3年間コンビニで100円減額するわけですよ。

だから、するのとしないのと比べてみて、どれぐらい市役所の収入が減ると想定しているんですか。

そして、減った分というのは国のほうから補填というか、何かあるんですか。

田中綾子市民課長

令和3年度ベースでいきますと、年間約6,000通の証明書をコンビニ交付で出すという想定をいたしますと、100円減額ですので60万円の減額になるという見込みは立てております。

佐藤臣久市民課市民係長

今、令和3年度で6万件近くの証明書を発行しております。

その中で、今1割程度しか証明書をコンビニで発行しておりませんが、その6万通の1割であるのを3割に増やせば、2万通程度コンビニ交付されるわけでございます。

2万通という、それぞれ100円減額ですので、200万円の減収というふうに思っております。

今年度は新型コロナの交付金が対象ではございますけれども、総合政策課等と調整をしまして、財源に限りがあるということで、今年度はもう使わないということで決定をしております。

来年度以降は、コロナの交付金の状況がまだ定かでないので、ちょっと未定ということになっております。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

これ200円になりますけど、もちろん減収にはなるんだろうけど、発行コストですよ。

発行コストって比較したときにどうなんすか。

言っている意味分かります？例えば、職員さんが何人ぐらいいらっしゃって、その職に従事して、その職に従事する時間割合とかを考えると、何万枚出す業務に対して、1件当たり幾らぐらいかかっているねというふうになるじゃないですか。

コンビニ交付で200円しか入らんないんだけど、発行コストって手数料とか、そういうところでしょう。

発行コスト比較したときに、どっちがいいですかってこと。

佐藤臣久市民課市民係長

現段階では発行コストの損益分岐点といいますか、そういうところまではちょっと計算をしていないんですけども、当然、窓口に来られる方が少なくなれば、そこに要する職員数的には少なくなりますので、おっしゃるように、人件費的なものはペイしていけるのかなとは思っております。

ただ、その詳細な数字までは計算いたしておりません。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



議案甲第45号財産（土地）の取得について

中村直人委員長

次に、議案甲第45号財産（土地）の取得についてを議題といたします。

資料は書記よりタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

ただいま議題となっております、議案甲第45号財産（土地）の取得について御説明いたします。

まず、議案書138ページを御覧いただきたいと思えます。

本案につきましては、次期ごみ処理施設整備事業に係る事業用地として土地を取得することについて、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件の予算につきましては、令和4年度当初予算において、公有財産購入費として議決いただいているところでございます。

物件といたしましては、三養基郡みやき町大字蓑原字深底4807番472ほか6筆の計7筆、1万2,527.03平方メートル。取得価格は2,129万5,951円となっております。

所有者につきましては、上峰町在住の矢動丸愛子さん、みやき町在住の小原木恵さんでございます。

総務常任委員会甲議案参考資料5ページを御覧いただきたいと思えます。

こちらに購入予定地の位置図を掲載しているところでございます。

左上の網掛けの部分でございます。

なお、令和4年11月8日に小原木さん、翌11月9日に矢動丸さんとそれぞれ土地売買の仮契約を締結しているところでございます。

以上、御説明といたします。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

和田晴美委員

すいません、分からない点が幾つかありまして御質問させていただきます。

ここを取得しなければいけないもとの理由と、あと、この価格について、どのような計算で単価のほうを決めたのか。

あと、土地の範囲についても、どのようなお考えでこの印の土地の購入を決定したのか詳細に御説明いただけますでしょうか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

当該用地の取得目的につきましては、広域の事業でございます、次期ごみ処理施設、リサ

中村直人委員長

再開いたします。



市民環境部（国保年金課・税務課）

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

中村直人委員長

これより、市民環境部国保年金課、税務課関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

資料は書記よりタブレットに送信をいたします。

では、執行部の説明を求めます。

佐々木利博税務課長

ただいま議題となりました、議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）のうち、市民環境部税務課及び国保年金課関係について御説明いたします。

一般会計補正予算の総務常任委員会資料2ページをお願いします。

まず、歳入について御説明いたします。

款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分につきましては、今年度の調定収納状況を踏まえ、所得割を1億3,000万円増額補正するものでございます。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分につきましては、今年度の調定や収納状況を踏まえ、土地を2,000万円、新築家屋の伸びや大型倉庫の建築完了などに伴い、家屋を1億2,000万円、県をまたがる償却資産において、大臣配分により配分される鉄道関係の課税標準額の特例期間の終了に伴い、配分額が増加したため、償却資産を1億5,000万円増額補正するものでございます。

次に、項5都市計画税、目1都市計画税、節1現年課税分につきましては、固定資産税と同様に今年度の調定や収納実績、新築家屋の伸びなどを踏まえ、土地を1,000万円、家屋を1,000万円増額補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

3ページをお願いします。

款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費、節2給与から節4共済費につきましては、人事異動及び給与改定に伴う税務課職員の人件費の補正でございます。

次に、目2賦課徴収費の節12委託料の税証明コンビニ交付システム等改修委託料につきま

しては、主要事項説明書で行いますので、資料 6 ページをお願いします。

まず、目的といたしましては、税証明のコンビニ交付を行うことで、市民の利便性の向上や、マイナンバーカードの普及促進を図ります。

事業内容といたしましては、現在、コンビニエンスストア等で、マイナンバーカードを利用した住民票の写しや印鑑登録証明、戸籍証明書等を交付しているコンビニ交付に税証明の所得課税証明書の交付を追加するためのコンビニ交付システム等の改修となります。

税証明の運用開始は、令和 5 年 7 月を予定しております。

なお、この改修に 7 か月ほどかかるため、年度内に事業の完了が困難なため、資料 9 ページに繰越明許費を計上いたしております。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

続きまして、資料 4 ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 5 後期高齢者医療費の節 1 報酬から節 4 共済費までにつきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員 1 名分並びに会計年度任用職員の給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

次のページをお願いいたします。

項 4 国民年金事務取扱費、目 1 国民年金費、節 1 報酬から節 4 共済費までにつきましては、国民年金業務に従事する職員並びに会計年度任用職員の給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

以上、税務課及び国保年金課関係分の説明といたします。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

税証明コンビニ交付事業について教えていただきたいんですけど、コンビニに関してですが、対象となるコンビニの数は何件ぐらいを想定してありますか。

佐々木利博税務課長

国内にある通常のコンビニ全てになりますので、5 万 6,000 店ほどあるというふうに伺っております。

牧瀬昭子委員

国内全部のっていうことですね。

どこからでも取れますよということよろしいですか。

佐々木利博税務課長

そうです。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

もう早くずっとやって欲しかったやつですけど、ちなみに税証明の種類って、所得課税証明書だけしか窓口で交付している証明書ってなかったですか。

佐々木利博税務課長

所得関係で、所得証明、所得課税証明、課税証明、あと納税証明ですね。

それから、固定資産税関係の評価証明、公課証明などが証明として発行しております。

松隈清之委員

今言われたやつで対象になるのは、ここに書かれている所得課税証明書だけってことですか。

佐々木利博税務課長

今回対象としているのは、一番多く出ている、それとマイナンバーカードで発行できる本人様の所得課税証明書ということです。

所得課税証明書が、所得についても記載されていますし、課税内容についても表記されていますので、所得証明、課税証明をそれぞれ取るということよりも、1つで分かりやすくしております。

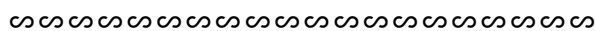
中村直人委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



議案乙第34号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

中村直人委員長

次に、議案乙第34号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

資料は書記よりタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

それでは、ただいま議題となりました議案乙第34号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入について申し上げます。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、節2 特別交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金及び保健事業に従事する会計年度任用職員の人件費の補正に伴う財源として補正するものでございます。

次に、款5 繰入金、項1 一般会計繰入金につきましては、国保業務に従事する職員人件費の補正に伴い減額補正をするものでございます。

項2 基金繰入金、目1 国民健康保険基金繰入金につきましては、令和3年度保険給付費等交付金等の精算に伴う県への返還金及び標準システム導入等委託に要する経費の財源として補正するものでございます。

以上、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

資料3 ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の節2 給料から節4 共済費までにつきましては、国保業務に従事する職員7名分の人事異動及び給与改定に伴う人件費について、それぞれ減額補正するものでございます。

節12 委託料につきましては、標準システム導入等委託料を計上しております。

今回の補正は、現在使用しております資格管理や給付などの事務処理システムを、国の仕様に準拠したシステムへの移行に要する経費でございます。

資料5 ページをお願いいたします。

今回の国保市町村事務処理標準システムの導入に至った背景と経緯について、まず御説明いたします。

令和3年5月に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律等が成立しております。

地方公共団体は、国保や年金、住基、税などの標準化対象業務である20業務につきましては、標準化基準に適合した情報システムの利用が義務づけられております。

また、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行が定められているところでございます。

次に本年11月、県から市町に対し、令和9年度以降の県内国保税率の一本化に合わせまして、県内市町の事務の標準化を図る観点から、システム標準化の期限である令和7年度までに、国保市町村事務処理標準システム——以下標準システムと言わせていただきます、を国保連合会でガバメントクラウド上に導入して、共同運用を実施する方針が示されたところでございます。

合わせまして、財政支援についても、中央の左側部分に記載しておりますけれども、標準システムの導入経費と今後のランニングコストにつきましては、国と県の補助により、市町の実質的負担はないとされておるところでございます。

この提案を受けまして、本市といたしましては、国保の一本化に資することや、国の義務化などから、標準システムを導入することとし、今回、システム移行に伴う既存データの検証作業及びミドルウェア導入作業等に要する経費について計上することといたしました。

なお、国及び県の補助金は、翌年度交付となりますので、今回の補正では、基金繰入金を財源としているところでございます。

また、スケジュールや役割分担につきましては、右下に記載のとおり、内容と行程を予定としております。

現在、県主導の下、既存ベンダー、国保連合会及び関係機関と協議調整を行っているところでございます。

なお、稼働時期につきましては、令和6年10月と予定しているところでございます。

3ページへお戻りください。

次に、項2徴税费、目1賦課徴收费、節1報酬及び項3職員手当等につきましては、税務課で国保税収納事務に従事する会計年度任用職員の給与改定に伴う補正でございます。

次に、款2保険給付費、項6傷病手当金につきましては、説明欄にも記載しておりますように、当初予算で48万円を計上しておりましたが、今年の夏の新型コロナウイルス第7波の影響により、8月以降申請数が増加しており、予算不足が生じているところでございます。

また、これから第8波でさらに申請数が増加することが予想されておりますことから、今回増額補正をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、県特別交付金でございまして、補助率は10分の10となっております。

4ページをお願いいたします。

款6保健事業費、項1特定健康検査等事業費、節1報酬及び節3職員手当等並びに項2保健事業費、節1報酬につきましては、会計年度任用職員の給与改定に伴う補正でございます。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、節22償還金、利子及び割引料の令和3年度県補助金返還金につきましては、令和3年度の普通交付金及び特別交付金の精算確定に伴い、それぞれ補正するものでございます。

なお、普通交付金の返還金につきましては、資料6ページをお願いいたします。

本資料は、9月の総務常任委員会でも繰越金の補正の中で御説明した資料でございますけれども、今回の返還金につきましては、①に記載しておりますとおり、保険給付費等の支出額及び歳入額の確定により、交付済み普通交付金の精算を行うものでございます。

4ページにお戻りください。

特別交付金の返還金につきましては、令和3年度に実施いたしました、特定健康検査及び特定保健指導に要した実績額が交付済み額より下回ったため、県へ返還するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

国保市町村事務処理標準システムの導入について質問ですけど、これを導入することによって、市民の方にはどんな変化がありますよとか、どんなメリットがありますよとか、逆にこういうことができなくなりますよとか、変化が知りたいんですけども、何がありますでしょうか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

まず、今回の標準システムの導入に伴いまして、我々保険者として、事務の標準化とか、効率化、コスト削減が図られますので、被保険者に対する税率等にも多少低減されるものと思っておりますし、本システム導入に伴いまして、これまで各市町がばらばらで行った給付や資格管理などが均一化されるということが考えられております。

標準システムによって、市町村の事務が底上げされると言われておりますので、被保険者にとってもメリットがあるものというふうには考えております。

基本的には、国保連合会に共同運用をお願いするようになっておりますので、今、市町村で行っている事務、給付事務とか、そういったものが国保連合会で共同運用されますので、そういった事務がスムーズに行われるというメリットもあって、市民にとっては手間をかけさせないといいたいでしょうか、円滑にサービスが提供できるものというふうに判断しております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

ガバメントクラウドってということですけど、要は標準化されたシステムじゃないですか。

これってあるのか分かんないですけど、今後ベンダーが変わる機会とかが出てくるんですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

今の御質問でございますけれども、国としてはガバメントクラウド上に国保の標準システムで運用されますけれども、各ベンダーが国保業務のアプリケーションソフトをガバメントクラウド上に載せますので、そこを各市町がどのアプリを採用するかについては各市町の裁量といいたいでしょうか、になっておりますので、変更が可能かと考えております。

また、標準仕様でございますので、いつ乗り換えてもいいというふうな形になっております。

松隈清之委員

ということは、割とこの手のシステムっていうと1回ベンダー固定がされると、なかなか

ベンダーが変わる機会ないですね。

標準化されて、アプリとかってなってくると、使い勝手のよさとかってということで、ベンダーを変えていくことってというのは容易になるというふうに理解していいですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

一般的にはそのとおりだと思います。

今、私たちの国保に関して申し上げますと、国保市町村事務処理標準システムっていうのは、厚労省がつくっているソフトでございまして、県内では20市町全てこの標準システムを導入するという流れになっております。

ですので、そういう動きがどうなるか、まだ定かではないということをつけ加えさせていただきます。

松隈清之委員

併せてですけれども、今後、仕様変更とかに関しては、基本的に市町村の負担はないっていうふうに考えていいですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

標準システムに関しましていうと、法改正等があれば、国が無償提供するというふうになっておりますので、ソフトの改修等に対する費用は発生しないということになっております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



議案甲第39号鳥栖市税条例等の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第39号鳥栖市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

資料は書記より送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

佐々木利博税務課長

ただいま議題となりました、議案甲第39号鳥栖市税条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

甲議案参考資料の2ページをお願いします。

改正理由といたしましては、令和4年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日施行部分につきましては、専決処分により条例改正をいたしておりますが、今回、来年1月以降の法施行部分の市税条例の改正について御提案させていただきます。

改正税目といたしましては、個人市民税及び固定資産税に関する改正を行っておりますので、主なものについて御説明いたします。

まず、個人市民税につきましては、1つ目が住宅ローン控除の期間延長となります。

所得税におきまして、住宅ローン控除の適用期間が令和7年度末までの入居者を対象に4年間延長されたことに伴い、所得税から控除しきれなかった額がある者に係る個人住民税の住宅ローン控除につきましても適用期間を延長するものでございます。

施行日は令和5年1月1日となります。

2つ目が、個人住民税に係る給与所得者等の扶養親族等申告書の整備となります。

個人住民税における合計所得金額に係る規定の見直しにより、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者の氏名を追加し、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に特定配偶者の氏名を追加するものでございます。

こちらにつきましても、施行日は令和5年1月1日となります。

3つ目が、上場株式等の配当及び譲渡所得に係る課税方式の見直しとなります。

上場株式等の配当等につきましては、申告不要の源泉分離課税、申告分離課税、総合課税があり、所得税と個人住民税の課税方式について、異なる課税方式を選択できたものを、金融所得課税については、所得税と個人市民税が一体として制度設計されたことを踏まえ、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとされたため、規定の整備を主に行うものでございます。

施行日は令和6年1月1日となります。

次に、固定資産税に関する閲覧及び証明の交付におけるDV被害者等の記載住所の見直しとなります。

これは、民法及び不動産登記法の改正により、登記所から通知される不動産登記情報に、DV被害者等の住所に関わる事項が追加されたことから、固定資産税課税台帳の閲覧や、証明書の交付時においても、DV被害者等の住所は記載せずに、住所に代わる事項を記載することとされたものでございます。

施行日は令和6年4月1日となっております。

そのほか、地方税法施行規則の改正に伴う条項ずれの修正や文言整理を行っております。

以上、説明とさせていただきます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

4つ目の固定資産税に関わる閲覧及び証明書の交付におけるDV被害者等の記載住所の見直しということですが、

具体的に住所に代わる事項っていうイメージが湧かないんですけど、どういふことを記載されるように変更されるようになるってことですか。

佐々木利博税務課長

今、考えられているのが、被害者が相談した弁護士の事務所の住所、または被害者支援団体の事務所の住所、または法務局の住所などが想定されているというふう聞いております。

牧瀬昭子委員

それは御本人さんが選ぶことができるということによろしいんですね。

佐々木利博税務課長

すいません、そこまでは確認は取れておりませんが、そういう形にはなるということだと思います。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

確認ですけど、1番の住宅ローン控除、減税の分ですね。

個人市民税から控除された分のお金って、どういう形で補填、国から来る分と違ってありましたっけ。今でも多分あるはず。今でもやっていることやから。(発言する者なし)

最終日で結構なんで、教えていただけますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

引き続きですけど、固定資産税、先ほどDV被害者等で、まずDV被害者「等」とありますけど、DV被害者以外に何か想定されている方っていらっしゃいますか。

有馬健次税務課固定資産税係長

法が想定されているものに、DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法上の被害者等について予定されております。

松隈清之委員

被害者の定義っていうのは、警察に被害届を提出しているとか、そういうものがございませう？要は被害者をどう認定するのか。

これ、言うんですよ、載せないでくださいとか、これを載せてくださいとかっていう。

そのときに、例えば、被害届が出ているかの確認とかってあるんですか。

佐々木利博税務課長

法務局に届け出るときに、市町村にDV被害を届け出ているとか、そういう証明書が必要になってきますので、そういうのが必要になってきます。

松隈清之委員

ということは、証明書が必要ということは、私は何らかのDV被害者等の中に含まれるような形で、被害届とかを出している人は、被害届を出しましたよみたいな証明書をその人はもらえるってことですか。

佐々木利博税務課長

市民課とかにDV被害の申請をすると、登録されたということで、そういう形の証明として出してあります。

松隈清之委員

ということは、市民課にそういう届けを出すと、全ての情報に対して、固定資産税だけじゃなくて、そういう情報に関して、何らかの規制が入って、もう市民課に被害者ですって言うだけでもいいってことですか。

佐々木利博税務課長

届出をした後に調査というか、警察とかにも届出の証明が必要になってきますし、警察から証明をもらってくるとか、そういう形で市民課のほうでDV被害者の認定という形で、住民票の交付とか、そういうのを止める、その他、固定資産の証明とか、所得証明とかの発行を、本人以外にはさせない、できないようにロックをかけるというふうな処理を今させてもらっています。

松隈清之委員

法の施行自体は、令和6年4月1日ですけど、それまでは何らかの対策はされているんですか。

佐々木利博税務課長

今のところそういうのがないものですから、税務課としては、そういう状態の方が来た場合は、ロックがかかった状態なので、証明書を発行する場合は、本人さんしか出せないっていうことになっていますので、そういうときは、本人さんなので、住所は載っているという形にはなります。

松隈清之委員

こういう法律できましたとか、制度できましたっていうのを知らない方もいらっしゃると思うんで、そういうことになると、担当課は市民協働推進課なのかな、女性の何とかがあるね。

そういうところから、例えば、現状であれば、そういうことを言っておけば、税務課に言いに行かないかんのか、あるいは担当課のほうから相談を受けた人とかが教えていただいて、そういう手続しますかっていうと、担当課のほうからしてもらえるのか、自分以外ブロックしてくださいとかっていうのを言いに行ったりしないといけないっちゃうことですか。

税務課としては、もう本人じゃなくても、担当課から依頼が来たら、そういうブロックとかしていくってことですか。

佐々木利博税務課長

DV被害者とかの住基のロックっていうのは、市役所として行っていますので、市のほうに届出がありまして、最終的に認定するのは、認定された住民票のロックをかけます、それに基づいて、全ての庁内のシステムに反映する。

または単独システムについては、その都度、連絡がされてロックされるという形になっていますので、それぞれにお願いに行かなくちゃいけないということではないです。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

委員の皆さんだけ残っていただいて、執行部は退席してもらって結構です。

〔執行部退席〕

暫時休憩いたします。

午後 3 時43分休憩



午後 3 時46分開会

中村直人委員長

それでは、再開いたします。

まず副委員長のほうから、現地視察について皆さんにお諮りをしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

牧瀬昭子副委員長

それでは、現地調査について、お昼までに言っていたのが、土地所有に関するみやき町のところと、あと真木町の焼却施設の分ですね。2か所ということで申出がっております。

その2か所でよろしいか、皆さん御検討をお願いします。

中村直人委員長

それでは、ただいま副委員長のほうからお話がありましたように、財産（土地）の議案がありましたけれども、みやき町の土地の関係と、それから、旧ごみ焼却施設のところを視察したいということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、12月16日午前10時から2か所現地視察をしたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

現地視察を行い、その後、帰ってきて、陳情協議、そして自由討議、採決ということで進めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。



中村直人委員長

それでは、本日の総務常任委員会は、これにて散会します。

午後3時46分散会

令和4年12月16日（金）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

総務部次長兼財政課長 姉川勝之

企画政策部長 松雪努

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

税務課長 佐々木利博

環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次

環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛

環境対策課環境対策推進係長 北三希子

環境対策課環境施設調整室長補佐兼施設調整係長 増田義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

5 日程

陳情

陳情第27号鳥栖市と周辺住民との公害防止協定の条例制定を求める陳情書

陳情第28号次期ごみ焼却施設への運搬ルート見直しに関する陳情書

[協議]

自由討議

議案審査

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案乙第37号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

議案乙第34号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案甲第32号鳥栖市個人情報保護に関する法律施行条例

議案甲第33号鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

議案甲第34号鳥栖市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第35号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

議案甲第36号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第37号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第38号鳥栖市特別職職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案甲第39号鳥栖市税条例等の一部を改正する条例

議案甲第40号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

議案甲第45号財産（土地）の取得について

[総括、採決]

報告（財政課）

佐賀県競馬組合の状況報告

[報告、質疑]

6 傍聴者

1人

7 その他

なし

う求められておりますが、当該施設に係ります公害防止協定につきましては、事業主体である佐賀県東部環境施設組合において、周辺自治会との締結を予定されておりました、鳥栖市も地元自治体として、締結に向け東部組合と協力して、今準備を進めているところでございます。

そういった状況でございますので、担当課としては、条例の制定の必要は認めないものと考えております。

以上です。

中村直人委員長

それでは、ただいま執行部の説明が終わりましたので、この陳情について、皆さんの意見をお伺いしたいと思いますのですが、何かありますか。

市としては条例を制定する考えはないと。ただ、佐賀県東部環境施設組合が、それぞれのところで公害防止協定の締結をすると。

こういう説明がありました。

ただ、これを鳥栖市議会においても条例を策定しなさいという陳情ですので、議会としてそれができるのかですね。

議会としてはちょっと無理があるんじゃないかなと思いますけれども。

皆さんの御意見を賜りたいと思います。

牧瀬昭子委員

今回の陳情書に関しては、ごみ焼却施設ということで、組合の案件だとは確かにそのように考えます。

ただ今回、先ほど現地視察も行わせていただきましたが、今後のことを考えて、煙突の処分ですとか、施設の処理に当たっては、ダイオキシンやアスベストやその他のことに関して処理しなければならないものから、住民の方々が不安視されるところがあるということを踏まえるってという意味では、公害防止協定というのが鳥栖市として必要となるなら、そこかなと考えます。

だから、陳情としては、確かに東部とのものだと思うんですけども、鳥栖市としての周辺の方々とのやり取りというのは、今後必要になってくるのではないかと考えます。

中村直人委員長

陳情としては2市3町のごみ焼却施設、この稼働によるという頭で出しておりますからですね。そこら辺を重視しなくちゃいけないと思います。

ほかに何かありますか。

[発言する者なし]

今、執行部のほうから説明がありましたので、それを基にして、こちらのほうで文書を作成して、議長のほうにお返ししたいと思いますのですが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕
そのようにさせていただきます。



陳情第28号次期ごみ焼却施設への運搬ルート見直しに関する陳情書

中村直人委員長

続きまして、陳情第28号次期ごみ焼却施設への運搬ルート見直しに関する陳情書を議題といたします。

これもまた、協議の参考とするために、陳情の要望事項に関しての現在の対応状況等を執行部のほうから説明をお願いしたいと思います。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

陳情第28号次期ごみ焼却施設への搬入ルート見直しに関する陳情書の件でございますけれども、陳情の趣旨といたしましては、鳥栖市安楽寺通学路の学童を守るため、さらに周辺住民の健康を守るため、搬入ルートですね、一般ごみのパッカー車のことだと思いますけれども、その搬入ルートの見直しを陳情するというので、そういうふうに理解しております。

陳情に対する当課の見解といたしましては、鳥栖市の家庭ごみですね、パッカー車で運んでいる分ですけれども、は午前8時から収集を開始し、午前中に終了するようなことで、今運用しております。

これにつきましては、そもそも安楽寺の児童生徒の登校時間とかぶらないというようなことを確認しているところでございます。

現時点で、当該ルートを通して、次期ごみ焼却施設に搬入する収集車は、月曜日から土曜日までの6日間の合計で29台、1日平均で約4.8台の見込みでございます。これは交通量調査等に基づきまして出ております。

環境影響評価の微小粒子状物質、いわゆるPM2.5調査結果については、調査当時の現況でのデータであり、これに1日平均4.8台の家庭ごみ収集車が通過したとしても、その影響は極めて小さいものと推測されるところでございます。

さらに、ルートの変更を実施した場合、迂回による収集車の走行距離の増加、収集に要する時間の増加等が予想され、その影響による排ガス等の増加などの影響も考えられ、そうしたことを考慮いたしますと、県道中原鳥栖線を必要台数通行することは最も適切かつ合理的な収集ルートであると考えておりますので、見直しは考えていないところでございます。

以上です。

中村直人委員長

参考として、執行部のほうから説明を受けましたが、何かこの件につきましても、皆さんのほうから御意見があればお伺いしたいと思います。

牧瀬昭子委員

ちょっと質問をさせていただきたいと思うんですけども、先ほど御説明いただきました、1日が4.8台ってということで、現在もここを通過している車ってというのは台数であまり変わらないですか。それとも増えますか。

変わらないですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

これは環境影響評価等の数値等から導き出しました数字で、現在は、確認はしておりませんが、基本的に高田安楽寺、基里の3号線を利用する車が通っていると思いますので、そんなに大きく増減はしないと思います。

牧瀬昭子委員

もう一つ、ここを通過されて、みやき町のほうに持って行かれていると思うんですけど、その収集ルートと、今度、真木町に移るときの収集ルートってというのが、ここを多く通る可能性が出てきたりとかってというのはありますか。

それとも、もう変わらずに今の収集ルートと、真木町に変わったときでも、ここを通る車と、増えるのか、変わらないのか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

今のところあくまで推測でございまして、実際の今後の住宅事情とか、収集ルートについては、委託業者であります環境開発センターのほうが最終的に判断されると思うんですけども。

そもそも安楽寺とかの収集車もありますので、そこを通る車等は、そう今とは変わらないのではないかと考えております。

以上です。

牧瀬昭子委員

最後ですけど、ここを通過するルートを使われる、ごみを持ってくる最初のスタートはどこから持ってくる分が、ここを通ることになりますか。出発点としては。

どこのごみが——弥生が丘とか酒井東、西とか、水屋とか、その辺りになりますか。

ほかからもあり得ますか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

主に3号線の南側が対象になると思いますけれども、鳥栖市内3,000か所ぐらい収集ポイントありますので、その中でどこから着手されているのか、そこそこのルートの出発点は把握はしていないところでございます。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませつか。

松隈清之委員

何を心配されているのかというところ、1つは書いてあるのが、通学の行き帰りとかっていうことですがけれども、これに対しては通る時間がずれているということ、心配はないという回答でよかったですよね。

あとは、微小粒状物質ということですが、通行量が多いと、排気ガスとか、そういうので多くなるということ、そこは通行量にしたがって多くなるという認識でいいんですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

微小粒子状物質につきましては、いわゆるPM2.5って言われて、天気予報の最後ら辺に出てくる話でございますが、これの由来というのが、物の燃焼、自動車、飛行機、船舶、それ以外に火山の噴火とかストーブの火とかあります。

それと二次生成ということ、光合成とかでつくられる部分もあるということをお聞きしておりますので、確かに車とか、今後、EV車とかに主流が移ると、その辺の数値は改善してくるのかもしれませんが。

大気中のPM2.5の占める割合というのが一概に車だけというのではなく、複合したものですので、例えば冬場に増えるとかあります。中国大陸のまきストーブの影響じゃないかという話もありますので、そういった全体的な見方をしないと分からないというようなことがございます。

以上です。

松隈清之委員

どれぐらいの車両が通るかっていうところ1日4台ですかね。

全体的な通行量からすると、1日4台って少ないと思って、そのうちの4台。

全体的な通行量からすると、これが例えば400台と違ってなると影響してくる可能性もあるのかもしれない。

4台というところ、あそこの全体の通行量調査をされているか分かんないですけど、割合的にはどれぐらいですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

環境影響評価作成時に、9時から17時までの中原鳥栖線の安楽寺付近の通行量を調べてありますけれども、通行につきましては、9時から17時の平日で2,854台通行しているということでございますので、これの午前中に4.8台ほど増えるのかなというところでございます。

松隈清之委員

そうすると、パッカー車が通行することで極端にその数値が影響を受けるとはあんまり考えづらいかなという気もしますので、ここで心配されているようなことが、ここに書かれて

るようなことだけであるならば、特にそれほど影響しないのかなという気はします。

むしろ、何でもこの数字が高いのかっていうのを、もうちょっと検証する必要あるのかなという気がしますけど。

それ以外の原因があるのであれば、別の方法で対策ができることなのか。

あるいはもう気流とか気象の関係で、どうしてもこの辺が高くなるのか分かんないですけども。

少なくとも、添付されているやつだと、バツがついているんですよね。環境基準の適否のところ。安楽寺地区っていうのが。観測地点がどこか正確には分かんないんですけど。

これはこれでまた別の意味で、何らかの原因とかを考えなきゃいけないのかなという気がしますけど。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

陳情第28号についても、今、執行部のほうから説明がありましたような関係を取りまとめて、議長のほうにお返ししたいと思いますのですが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情の2件につきましては、文面については正副委員長に御一任をいただいた上で、議長のほうにお伺いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。では、そのように決めました。

以上で、陳情協議を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩



午前11時36分開会

中村直人委員長

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行したいと思いますのですが、昨日、残っていた答弁について執行部

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第6号)中、当総務常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

〰〰

議案乙第37号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第7号)

中村直人委員長

次に、議案乙第37号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第7号)中、当総務常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案乙第37号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第7号)中、当総務常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

〰〰

議案乙第34号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

中村直人委員長

次に、議案乙第34号令和4年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案甲第32号鳥栖市個人情報保護に関する法律施行条例

議案甲第33号鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

議案甲第34号鳥栖市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第35号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部を改正する条例

- 議案甲第36号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例
- 議案甲第37号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案甲第38号鳥栖市特別職職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 議案甲第39号鳥栖市税条例等の一部を改正する条例
- 議案甲第40号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例
- 議案甲第45号財産（土地）の取得について

中村直人委員長

次に、議案甲第32号、33号、34号、35号、36号、37号、38号、39号、40号及び第45号を一括して採決を行います。

10議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって10議案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooo

中村直人委員長

以上で総務常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

oooooooooooooooooooooooooooo

報告（財政課）

佐賀県競馬組合の状況報告

中村直人委員長

次に、執行部より議案外の報告の申出がっておりますので、これをお受けしたいと思います。

報告に関係のない皆さんは退席されて結構です。

〔執行部退席〕

お願いいたします。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

それでは、議案外ではございますが、佐賀県競馬組合の状況の報告をさせていただきます。

令和3年度の佐賀県競馬組合の決算についてでございます。

総務常任委員会参考資料、議案外というものの2ページ目をお願いいたします。

参考資料の2ページ目をかいつまんで御説明させていただきます。

競馬組合の決算に係る組合議会は令和4年11月29日に開催されております。

全国の中央競馬をめぐる状況といたしましては、新型コロナウイルスの感染の拡大によりまして、売上げに悪影響を及ぼすことが多くの主催者で懸念されておりましたが、巣ごもり需要の効果等もありまして、インターネットを通じた販売が好調を維持したということで、全主催者の売得金の総額といたしましては、前年度比で約108.9%増と、前年度を上回っているということでございます。

佐賀県競馬組合におきましても2年目となるナイター開催の日数の増加及び、引き続きインターネット発売が好調ということにより、佐賀競馬の売得金といたしましては、前年度比で128.2%と10年連続で前年度を上回っているとのことでございます。

一方歳出面におきましては、インターネット発売金の増に伴う払戻金、発売業務委託料の増や、構成団体への配分金及び積立金の増などによりまして、歳出総額も前年比で130.4%となっております。

続きまして、参考資料3ページ目をお願いいたします。

令和3年度におけます歳入、歳出の決算額といたしましては、歳入総額が643億935万9,000円。

歳出総額が648億1,195万7,000円ということで、1年間の総発売額が競馬組合の見込みを下回ったことから、単年度の実質収支といたしましては、5億259万8,000円の赤字となりましたものの、この実質収支に基金積立金等を加えて、前年度の純繰越金及び基金繰入金を差し引きました単年度実質収益額といたしましては、4ページの一番上の段になっておりますが、28億879万3,000円の黒字となったということでございます。

以上、簡単ではございますが報告を終わらせていただきます。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですので何か皆さんのほうから確認したいことや御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

牧瀬昭子委員

先ほど、視察の途中で競馬場の隣を通りまして、厩舎ですかね、新しく建て替えが行われているというような様子を、委員の中からもお話があったんですけど。

それっていうのは今後、民間の方々が建てているものなのか、組合のほうからも何かお金が出るものなのか。

厩舎の建て替えに関しては、お金の関連はありますか。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

今、競馬場の国道沿いにずっと建っているものは厩舎の建て替えでございまして、競馬組合のほうで建て替えを行っているものでございます。

まだ最終的な額というところまでは確認できておりませんが、当初、建設計画をするときに、複数年で建てていくということで、その当時、私が聞いていた部分のときは、大体100億円以上の金額になるということで聞いております。

中村直人委員長

いいですか。

森山林委員

配分のパーセント、この件については、恐らく競馬組合でも議論されておりますけれども。

現在、市が18%ですかね、あと県が82%です。

この配分についても、もうそろそろちゅうか、もう遅いぐらいあると思っておりますけれども、検討していただきたいなと思っております。

以上です。要望。

中村直人委員長

ほかにございせんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で議案外の報告を終わります。

〰〰〰

中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

以上で令和4年12月定例会の総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時49分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長 中 村 直 人